

# 古代ヤマト国家の形成過程論

## 所 功

### 目 次

はじめに―国家の成立要件―

第一節 戦後の「通説」と津田説

第一項 戦後の「通説的理解」 第二項 戦後表明された津田説

第二節 「ヤマト・倭国」の起源

第一項 「ヤマト」と「倭」の原義 第二項 三世紀までの

「倭」(地域) 第三項 四世紀以降の「倭」(広域)

第三節 記紀の神武天皇伝承

第一項 記紀の長所と短所 第二項 神武天皇紀の概要

第三項 「神武東征」の前史と年代

第四節 画期的な崇神天皇朝

第一項 崇神天皇紀の概要 第二項 纏向遺構は「水垣宮」跡

第三項 伊勢神宮と出雲大社 第四項 四道将軍と前方後円墳

第五節 日本武尊と神功皇后

第一項 景行天皇紀の概要 第二項 日本武尊の東西遠征

第三項 神功皇后紀の概要 第四項 四世紀後半の日韓関係

むすび―「日出処」の国号成立―

### はじめに―国家の成立要件―

本稿では、「日本国家の起源」という大きなテーマに取り組むために、いわゆる「ヤマト(倭)」が原初的な国家の基本要件を満たす形成過程を、内外の史料と近年の研究に基づき、管見も交えながら論述する。

その前に「クニ(国)」という用語の意味を確かめておきたい。とりあえず『日本国語大辞典』(第三卷二二〇四頁)の「語源説」をみると、神話学・言語学・民俗学などの立場から十数説あげているが、もう一つ「ゲン(郡)の転」(松永貞徳の『和句解』や貝原益軒の『日本釈名』)という説も注目に値する。

念のため、白川静氏『字統』(普及版三三二頁)によれば、正字の「國」は「口いと或わくとに従う。或は口と戈わくとに従い、武装した

城邑を示し…或に外圍を加えたものが國」だという。

また「郡」は、扁の「君」が「里君とよばれる村落の統治者」であり、「その支配する地域を郡といたのであろう」が、三国時代の魏の大和年間（二二七～二三三）張揖撰『広雅』（釈詁）に「郡は國なり」という解釈も示されている。

すなわち、「國」と「郡」は字の成り立ちを異にするが、少なくとも三世紀前半ころ同一の領域を表すとも考えられていたことになる。そうであれば、「郡」の音「グン」が当方へ伝わって「國」の訓「クニ」となった（gun→kun→kuni）という可能性も否定できない。また三世紀ころの中国史料にみえる倭の「國」は、当方で後世「郡」と名付ける程度の狭い領域を指したのではないか、と思われる。

もちろん、これは七世紀代に制度化される「国（国司）―郡（郡司）」という行政地域（組織）と異なり、それ以前の国家形成過程の概念であるから、かなり流動的で一定しない。とはいえ、その段階であっても、後世の国家（state）において基本要件とされるものが、多かれ少なかれ備わっていたか（備わりつつあったか）を確かめる必要がある。

一般に「国家の三要素」といわれるのは、(イ)国土（領土）と(ロ)国民（住民）と(ハ)国権（主権）から成る（ゲオルグ・イエリネック『一般国家学』、芦部信喜氏他訳、昭和四十九年、学陽書房など）。しかも、それは内部的に統一されており、対外的に独立し

ていることが必要条件であり、その存在が外国から公認されることも十分条件といえよう。

さらに文化文明的な観点からいえば、(イ)(ロ)(ハ)の総合的な在り方として「その国らしさ」（国柄・国体、national character, constitution）は、その国家の基本的な要件ではないかと思われる。わが国の場合、本来それが何であるかということも念頭に置きながら、初期ヤマト国家の形成過程を明らかにしたい。

## 第一節 戦後の「通説」と津田説

では、われわれの国家はどのようにして出来たのか。それをいきなり「日本国」の成立ではなくて、「ヤマト」の形成から論ずることにしたい。それは、上述のごとく「クニ」「国」の概念に変化があり、大まかにいえば、小さな「クニ」から大きな「国」への発展プロセスを段階的に解き明かす必要があるからである。

### 第一項 戦後の「通説的理解」

この両者は一連の存在とみられる。ところが、近年まで学界や論壇に大きな影響を与えた網野善彦氏は、「日本国」の「建国」を問題にするならば、この（日本という）国号の定まった時点（八世紀初め）にするのが当然であるから、「それ以前には日本も日本人も存在しない」<sup>（原注）</sup>ここで「日本人」というのは「日本国」という国制の下にある人々で、それ以上でも以下でもない……」

と強調されていた。<sup>1)</sup>

それに対して大津透氏は、「日本国号が定まったとたんに均一な日本が生まれたわけではないし、国号のヤマトは、漢字の倭↓日本の変化とは別に、一貫して続いている」のだから、むしろそれ以前に「天皇を首長とする畿内政権が、どのように列島を支配にくみこみ天皇制が定着したのか」を問題にすべきだ、と指摘されている。<sup>2)</sup>

ただし、この大津氏ですら、「日本」という国号成立以前の我が国を知る手懸りとして、『古事記』『日本書紀』を取り扱う際、『記紀』の神代の物語や仲哀以前の国家起源の物語にはほとんど史的事実というべきものはない、という津田（左右吉）説の結論は、日本古代史上の大きな成果であり、今日の通説的理解になっている」と断じておられる。<sup>3)</sup>

今あらためて振り返ると、戦後の古代史学界では、記紀の「仲哀以前」をほとんど信じ難いと思ひ込み、そこに「史的事実」が含まれているかどうかは考えないで、頭から否定する傾向が強かった。それを通説的な理解というのであろうか。

## 第二項 戦後表明された津田説

けれども、そういう人々の信奉してきた津田左右吉氏（明治六〇―一八七三）〜昭和三六（一九六一）は、戦前の『古事記及日本書紀の研究』（大正八年の初版本を改定した同十三年刊）を基に

して、その後も自ら誠実に検討し続け、戦後の昭和二十三年に出版した『日本古典の研究 上』の中で、改訂版の記述をふまえて、次のごとく加筆しておられる（傍点等引用者。以下同）。

応神朝に百済から文字が伝へられ、それによつて何等かの朝廷の記録が作られたとすれば、その時より四五代ほど、年数からいつてもほゞ百年あまり前からの天皇の名は、多分、なほ人の記憶に残つてゐたと思はれ、従つてそれが記録せられてゐたであらうから、その点から崇神天皇以後の歴代は、その名によつて後に伝へられたであらう、と推測せられる。従つて、それらの歴代の天皇は、事実上の存在として考へられよう。しかし、さういふ推測を甚しく遠い昔の時代にまで遡らせて適用することには、むりがあらう。

もつとも、ヤマトの朝廷の勢力の発展の径路に於いて、かなり遠い昔の何の時にか画期的の事業をせられた、いはゞ創業の主とも称せられるべき君主のあつたことが、想像し得られるので、さういふ君主の名が口碑として後に伝へられたであらうが、幾代かの歴代の君主が欠漏なく、伝へられたかどうかは、問題である。従つて、上記の如き推測のできるのは、ほゞ崇神天皇以後の歴代であるとするのが、安全な考へかたではあるまいか。（中略）

しかし、帝紀の系譜の記載をどう見るにしても、ヤマトの朝廷の起源が、応神天皇のころから考へて、遠い昔にあったこと、皇室がそのころまでに既に長い歴史を経過して来られたことは、明らかに推知せられる。応神朝に半島の経略がはじめられ、その前にツクシの北部が帰服したとすれば、それより前の長い期間にヤマトの朝廷の勢力は漸次各地方にひろげられて来たに違ひなく、従つて皇室の由来は旧いとしなければならぬ。(中略)それがいつからあつたものであるかは、もとより明かでないが、上記の情勢から考へても、それは遅くとも、二世紀のころには、その地方に於ける鞏固な勢力として存在したはずである。

これによれば、津田氏は戦前から「仲哀以前」の記紀を厳しく批判されてきたけれども、次の応神天皇朝(四世紀後半ころ)に文字が伝わり記録が作られたとすれば、「ほぼ百年あまり前から……崇神天皇以後の歴代は……事実上の存在として考へられ」とする。のみならず「かなり遠い昔の時にか画期的な事業をせられた、いはゞ創業の主とも称せられるべき君主のあつたことが、想像し得られる」「それは遅くとも二世紀のころには、その地方に於ける鞏固な勢力として存在したはずである」とまで推測しておられる。

それゆえ、昭和二十一年早々に執筆されて、総合雑誌『世界』

四月号に掲載された「建国の事情と皇室の万世一系の思想の由来」にも、より具体的に次のごとく説明されている<sup>5)</sup>。

- ① キュウシユウ地方の諸君主が得たシナの工芸品や……種々の知識は……早くからのちのいはゆるキンキ地方に伝へられ、一・二世紀の頃にはその地域に文化の一つの中心が形づくられ、さうしてそれには、その地方を領有する政治的勢力の存在が伴つてゐたことが考へられる。
- ② この政治的勢力は、種々の方面から考察して、皇室の御祖先を君主とするものであつたことが、ほぼ知り得られるやうであり、ヤマトがその中心となつてゐたであらう。それが……二世紀頃には上にいつたやうな勢力として存在したらしい。
- ③ 三世紀にはその領土が次第に広がつて、西のほうではセト内海の沿岸地方を包含するやうになり、トウホク地方でもかなりの遠方までその勢力の範囲に入つたらしく想像せられるが……キュウシユウ地方にはまだ進出することができなかった。それは……キュウシユウの北半における諸小国を統御してゐる強力なヤマト(邪馬台)の国家がそこにあつたからである。
- ④ けれども四世紀に入るとまもなく……ヤマト(朝廷)の勢力は……キュウシユウの地に進出し、その北半の諸小国とそれらの上に權威をもつてゐたヤマト(邪馬台)の国とを服

属させたい。四世紀の前半のことである。

⑤そしてこの勢ひの一步を進めたのが、四世紀の後半におけるヤマト朝廷の勢力の（朝鮮）半島への進出であつて、それによつて……朝廷に採り入れられたシナの文物が皇室の権威を一層強め……一つの国家として、日本民族の統一を一層固めてゆくはたらきをすることになるのである。

このように津田氏は、①ほぼ「一・二世紀の頃」から近畿地域に、九州地方の文物を受け入れた「文化の一つの中心が形づくられ」、②「その（近畿）地方を領有する政治的勢力」は、「皇室の御祖先を君主とするもので」あり、③それが二世紀から三世紀にかけて本州の大部分を勢力範囲とした。④しかし、北九州を統御するヤマト（邪馬台国）を服属させたのは「四世紀の前半」であり、⑤続いて「四世紀の後半」にはヤマト朝廷が朝鮮半島まで進出するほどの勢力を持ち権威を強めたから「日本民族の統一」基盤を固めえた、とみておられたことがわかる。

すなわち、津田氏自身は「仲哀以前」から存在した「ヤマト朝廷」により日本民族が「一つの国家」として統一される過程を、一・二世紀から三世紀を経て四世紀後半まで続く一連の歩みとみていたのである。

しかるに、戦後多くの古代史論者などが、これを全く無視するか軽視してきた。このような現象は不可解といわざるをえない。

けれども、私は五十余年前の学生時代から、津田博士の主要な著作（特に戦後の七十歳代に完成された著書）を一通り読んできた。その内容は、根本的に同意し難いところもあるが、<sup>6</sup>叙上の論旨に関する限り極めて近い考えをもっている。本稿では、それらをあらためて再検証することになろう。

なお、以下に史料を引く場合、わかりやすくするため、特に原文で示す必要のない限り、漢文体は書き下し文とし、留意すべき個所に傍点などを付す。<sup>7</sup>

## 第二節 「ヤマト・倭国」の起源

わが国は、国号を「日本」と表記する以前から「ヤマト」と称してきた。そのヤマトを中国や朝鮮では「倭・倭国」と記し、当方でも記紀には「倭」「日本」と書いてヤマトと訓ませている。それに「大和」の漢字を宛てるようになったのは、奈良時代後半の天平宝字元年（七五七）ころからである。<sup>8</sup>

### 第一項 「ヤマト」と「倭」の原義

では、何故「ヤマト」というのであろうか。この点は、すでに平安前期から『日本書紀』の講書で論議されてきた。<sup>9</sup>

たとえば、弘仁四年（八一三）の『日本紀私記』（弘仁私記）序には、「山跡……邪麻跡……天地剖判、泥湿未熤なれば……山に栖みて往来す。因りて蹤跡多し。故に耶麻土と曰ふ。また古語

に居住するを謂ひて止と為し、山に止まり住むを言ふ」とある。また『積日本紀』所引の「延喜開題記」(九〇四)にも、「大倭国、草昧の始め未だ居舎あらず、人民唯山に拠りて居る。仍て山戸と曰ふ。これ山に留るの意なり。」と説かれている。

これによれば、かつてヤマトの人々は山の麓(戸口)に留まり住んでいたから「山跡」「山戸」と称されるようになったという。やや語呂合せ的な解釈であり、山に囲まれて人の住み留まりやすいところは随所にあつたことであろう。ただ、後世まで地名として残つた代表的なところに、筑後国(福岡県)の「山門郡」(山門郷↓山川村)がある。しかも、『日本書紀』神功皇后撰政前紀(仲哀天皇九年三月丙申条)では「山門、県に至り、則ち土蜘蛛田油津媛を誅ふ」とみえる。従つて、このあたりを「ヤマト」発祥の地と推定することは、かなり可能性が高いと思われる。<sup>10)</sup>

ところが、鎌倉時代の『積日本紀』にみえる問答では、ヤマトを畿内(奈良県)の地名とみなし、それが後に全国を指す国号となつたのは何故かと問い、「磐余彦(神武)天皇、天下を定めんとして大和国に至り王業始めて成る。仍りて王業を成すの地を以て国号となす。たとへば、周の成王、成周に於て王業を定む。仍りて国を周と号するがごとし」と説いている。

しかしながら、これは前者と必ずしも矛盾しない。それどころか、元来北九州(山門郡あたりか)にあつた地名が、その北九州ヤマトから九州の中南部にまで勢力を伸ばした統治者集団の移動

(いわゆる神武東征など)により、行き着いた先の畿内でもその居住地をヤマトと称した可能性はある。それから、その後継者により全国統一の事業が進められたので、ヤマトが国名になつたとみることもできよう。

一方、中国や朝鮮の史料には、ヤマト(人・国)のことを「倭」とか「倭人」「倭国」と記している。では何故そう呼ばれたのか。また、それはどのあたりを指していたのだろうか。

まず語義については、前掲の「弘仁私記」序に「倭の義、未詳。或は曰く、我と称するの吾(わ)を取りて、漢人の名づくる所の字なり。通じて山跡(やまと)と云ふ」とみえる。

また『積日本紀』に引く問答では、「此の国の人、昔彼の国に到る。唐人問ひて云はく、汝の国の名は如何と称するや。自ら東の方を指し答へて云はく、和奴の国なりと云ふ。和奴(わぬ)なほ我が国と言ふがごとし。それより後、これを和奴国と謂ふ」と説いている。

これも語呂合わせのように思われるが、確かに私共は自分のことを今でも「ワ／ワレ・ワシ・ワタシ」などと言う。また「ワヌ」も『万葉集』に「大君の命かしこみ出で来れば和奴とりつきて…」などと詠まれている。従つて、古代の中国へ出向いたり中国から来朝した使者などに接した際、最初に「ワ」という声を発することが多かったので、それを相手側で当人・当地の自称と受けとめた可能性は高い。しかし、その「倭」(人・国)が何を指

しているかは、慎重に見極める必要がある。

## 第二項 三世紀までの「倭」(地域)

周知の史料ながら、まず『漢書』(後漢の八二年ころ成立)地理志の「燕地」条に、「楽浪の海中に倭人有り。分かれて百余の国と為れり。歳時を以て来り献見すと云ふ」とある。

この「倭」は漢(都長安)から見て東の「楽浪」郡(朝鮮半島北部)より先の海の彼方にあるというから、おそらく日本列島あたりをさすとみてよい。しかも、その中が「百余の国」(小さな多数のクニ)に分かれていたという。

ついで『後漢書』(南朝宋代の四三二年成立)東夷伝の「倭」条に、次のごとく記されている。

①倭は韓(朝鮮南部)の東南の大海の中に在り。山島に依りて居を為す。およそ百余の国あり、

②武帝(BC一四〇〜八七)、朝鮮を滅ぼしてより使駅通ずる者、三十許の国なり。国々皆主と称し、世々統を伝ふ。その大倭王は邪馬台国に居る。…

③建武中元二年(五七)、倭の奴国、貢を献りて朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武(在位二五〜五七)賜ふに印綬を以てす。

④安帝の永初元年(一〇七)倭国の王帥升等、生口百六十人を

献じて請見を願ふ。

⑤桓・靈の間(一四七〜一八八)、倭国大いに乱れ、更々相攻伐して歴年主無し。一女子有り。名を卑弥呼と曰ふ。…共に立て、王と為す。

⑥女王国より東(南か)、海を渡ること千余里、拘奴国に至る。皆倭種なりと雖も、女王に属せず。…

この『後漢書』は、次に述べる『魏志』(二八五年ころ成立)より百五十年近く後に編纂されている。従って、右の記事も『魏志』(それに先行する「魏略」)などを参照したとみられているが、注目すべき内容を含む。

すなわち、①朝鮮半島南部より東南の海の彼方にある「山島」を居と為す「倭」は、かつて「百余の国」に分かれていたこと。

②武帝のころ(BC一世紀代)、「三十許の国」は、それぞれ代々「王」により統治されており、やがてそれを纏めるに至った「大倭王」(大倭の王)は邪馬台国に居たこと。③そのうち「倭の奴国」(博多あたりの隣国)では、建武中元二年(五七)に後漢へ貢物を献じて、使人(大夫)が朝賀に赴いたところ、光武帝から「印」と「綬」を賜わったこと。

また④安帝の永初元年(一〇七)には「倭の国王帥升」(伊都国王か)らが生口百六十人を献じて(使人の)謁見を願ひ出たこと。⑤その後、桓帝・靈帝のころ(ほぼ二世紀後半)、「倭国」で

は内乱が続いた。けれども、やがて女子の「卑弥呼」を「女王」として「共立」したこと。⑥その「女王国」(卑弥呼の統括する倭国)よりも東(『魏志』では「南」)にある「狗奴国」は、皆同じく「倭種」でありながら、女王に服属していなかったこと、なごが書かれている。

これらの内容は、どこまで正確か傍証を要するが、少なくとも③の「印」は江戸後期の天明四年(一七八四)「漢倭奴國王」と刻まれた「金印」(国宝)が福岡県志賀島から発見されている。従って、その大筋は信じてよいとすれば、一世紀中ごろには、北九州の「倭」の中にあつた有力な「奴国」が後漢に朝貢していたこと、⑤やがて二世紀から三世紀初めころには「倭」の中の「邪馬台国」にいた「卑弥呼」が「共立」され「三十許の国」を統括していたことは確かであろう。

その実情は、『後漢書』より早く晋の陳寿(二三三～二九七)が編纂した魏・呉・蜀『三国志』のうちの『魏志』東夷伝「倭人」条(略称『魏志』倭人伝)に、一層詳しく記される。

その冒頭は前掲『後漢書』の①②と同文に近い(韓を「帶方」、居を「国邑」、几を「旧」、武帝云々を「漢の時、朝見する者あり。今、使訳通ずる所三十国」に作る)が、ついで「(帶方)郡より倭に至る」経路と里程を具体的に記している。

これによれば、前述の「奴国」に近い有力な「伊都国」は、「世々王あれど、皆女王国に統属」していたので、魏の遣す「(帶

方)郡使」もどこまで「往来して常に駐する所」となっていた。従って、その先にはおそらく行っていないとみられ、そうであれば、榎一雄氏の看破されたこと<sup>12)</sup>く、伊都国からの里程は「方射線式」に書かれていると考えられる。

それによると「女王(卑弥呼)の都する所」の「邪馬台国」は、伊都国から「水行すれば十日、陸行すれば一月」で到着することになるから、北九州の範囲内とみられる。しかも「女王の境界の尽くる所、その南に狗奴国あり」と記されているから、この「狗奴国」は熊襲の国(熊本県)に比定すれば無理がない。とすれば、「邪馬台国」の「女王卑弥呼」が統括する三十余国から成る「倭国」は、北九州の一带と推定して大過ないと思われる。

### 第三項 四世紀以降の「倭」(広域)

このような北九州説に立てば、俄然注目されるのが、「女王国」の東、海を渡りて千余里、また国有り。皆倭種なり。」という『魏志』倭人伝の記事である。<sup>13)</sup>

北九州の「女王国」では、「景初二年(実は三年)二二二九年)六月、倭の女王、大夫難升米等を遣して(帶方)郡に詣り、天子(明帝)に詣りて朝献せんことを求」めたところ、その年十二月に明帝から「倭の女王」に対して「今汝を以て「親魏倭王」となし金印紫綬を仮す」との詔書がもたらされるなど、魏との朝貢外交に成功していたことがわかる。



それに較べて、「女王国の東」で「海を渡りて千余里」にあるという「国」は、「女王国」の南の「狗奴国」と同じく、「皆倭種」だというのが、その内情は何も書かれていない。それは、その東方にある「国」が「倭女王国」のように魏と外交関係をもっていなかったからであろう。

とはいえ、北九州域とみられる「倭女王国」Aより東方の海を渡った先（本州か）に、三世紀当時「倭種」の「国」Bが存在すると認識されていたことの重要性を見逃してはならない。

つまり、三世紀前半ころ、北九州域のAとその東方（近畿地域）のBとが併存していたことになる。しかも、四世紀に入ると、北九州のAは衰退して滅亡したとみられる（後述）。

それに対して、Bの方は拠点の畿内から各地へ勢力を拡大し、五世紀には中国（南朝）と外交関係をもっていたことが知られる。それを明確に示すのが、南朝の『宋書』（梁の四八七年成立）東夷伝「倭国」条にほかならない。

(イ)倭国は高驪（朝鮮北部の高句麗）の東南、大海の中にあり。

世々貢職を修む。

(ロ)高祖（武帝）の永初二年（四二二）、詔して曰く「倭讚、万里貢を修む。…除授を賜ふべし」と。…

(ハ)讚死して弟珍立ち、使を遣して貢献す。…詔して「安東大将軍・倭国王」に除す。

(ニ)（文帝の元嘉）二十年（四四三）、倭国王済、使を遣して奉

献す。また以て「安東大将軍・倭国王」と為す。…（元嘉）

二十八年（四五二）、「使持節都督倭・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事」を加へ、「安東將軍」は故の如し。…

(ホ)済死す。世子興、使を遣して貢献す。世祖の大明六年（四六

二）詔して曰く「…宜しく爵号を授け、「安東將軍・倭国王」たるべし」と。

(ヘ)興死して弟武立つ。…順帝の昇明二年（四七八）、使を遣し

表を上りて曰く「…昔より祖禰（祖先）、躬ら甲冑を擯き山

野を跋涉し、寧処に違あらず。東は毛人を征すること五十

五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北（朝

鮮）を平ぐるること九十五国なり。王道融泰にして、土を廓

き畿を遐にす。…」と。詔して武を「使持節都督倭・新羅・

任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大将軍・倭王」

に除す。

ここにいう「倭国」の五代にわたる「王」（倭王）は、ヤマト

王権（大和朝廷）歴代中、⑩仁徳天皇から⑫雄略天皇に至る「大

王」に比定する説が有力視されている<sup>14</sup>。

つまり、五世紀段階の「倭国」は、上述の北九州域ではなく、

その東方（本州の近畿大和）にあった「倭種」の「国」である。

それが次第に発展して、「国王」が中国（南朝の宋など）に朝貢

外交を展開し、ついに「武」(幼武尊わかたけのみこと＝雄略天皇)が順帝に上表文を送り、「自分の祖先たちは東奔西走して、列島内だけでなく河北の朝鮮諸国をも平定した」と主張した。すると、順帝から武王に対して、倭と朝鮮諸国あわせて「六国」にまたがる領域の軍事支配を承認する「安東大將軍・倭王」の爵号を授けられた、というのである。

このように中国の史書が同じく「倭国」と書いていても、三世紀ころまでは、おもにA北九州域を指したとみられるが、四世紀から五世紀に至ると、B近畿大和を中心に統一されていく日本の全域を指すようになる。

ただ、このAとBの関係(区別)は中国で理解し難かったのか、『旧唐書』(五代晋の九四五年成立)の東夷伝「倭国日本」条では、「倭国は古の倭奴国なり」「日本国は倭国の別種なり」「日本は旧小国なれど、倭国を併せたり」などと説明されている。

けれども、『新唐書』(宋代の一〇六〇年成立)以降、「倭国」を「日本」と改めている。これは北九州の「倭国」Aが消滅して、畿内大和を中心に統合された「倭国」Bの全域が「日本」と称されるに至ったことを的確に認識したからだと思われる。

### 第三節 記紀の神武天皇伝承

これまで主に中国の歴史書にみえる「倭国」の所在を検討してきたが、その具体的な内情は外国史書に殆ど記されていない。<sup>15)</sup>

それに対して、我が国の『古事記』『日本書紀』には、神代の物語をはじめ、歴代天皇を中心とする建国伝承などが詳しく記されている。問題になるのは、それが全く虚構で信ずるに足りないのか、そこに相当な史実を読み取ることができるのかである。

この課題について、戦後の古代史学界では大半が肯定的であった。しかし、坂本太郎氏(明治三十四～昭和六十二年)など数少ない研究者は肯定的な見解を示された。とりわけ田中卓氏(大正十二年～)は、記紀だけでなく『風土記』『旧事本紀』や諸氏族の系図などを精査し、前述の中国史料や考古学の成果なども活用しながら、壮大な「日本国家の成立史」を解明してこられた。

それが何故か、古代史学界で十分に理解されず、相応に評価もされてこなかった。<sup>16)</sup>けれども私は、その精緻な論証を自分なりに調べ直し、ほとんど異論の余地がないと確信するに至った。よって、以下その要点を紹介しながら、管見を略述させて頂こう。

#### 第一項 記紀の長所と短所

まず念のために確認しておきたいのは、主要な史料として使う『古事記』『日本書紀』がもつ長所と短所である。周知のとおり『古事記』は元明女帝の和銅四年(七二二)に成立献上され、また『日本書紀』は元正女帝の養老四年(七二〇)完成奏進されている。前者は太安万侶による私撰の史書、後者は舍人親王を総裁とする官撰の正史であるが、前者も単なる私的著作ではない。

『古事記』の序文によれば、つとに壬申の乱（六七二）を経て即位された天武天皇が、「諸家のもてる帝紀と旧辞、既に正実に違ひ、多く虚偽を加ふ」状況を憂慮され「偽を削り実を定めて、後葉に伝へん」として、舎人の稗田阿礼（ひえだのあれ）（二十八歳）に「帝皇の日継と先代の旧辞とを誦習せしめ」られた。それは一たん中断したが、四十年近く過ぎてから元明天皇の詔令により再開され、稗田阿礼の誦習した伝承を基にして、有能な官人の太安万侶が僅か四ヶ月で文章を完成したものにほかならない。

その内容は、「天地開闢（神代）より始めて小治田の御代（推古女帝朝）まで」の「古事」ふることが、誦習伝承に基づき豊かな表現力で纏めあげられている。これは、大きな長所といえよう。

しかし、上巻の神話はさておき、中巻の「神倭伊波礼毘古命」以下、ほとんどの記事に詳しい年次が示されていないから、それぞれの絶対年代がわからない（合計十五代に崩年干支を注記するのみ）、これは短所といわざるをえない。

それに対して『日本書紀』は、巻一・巻二の神代を別にして、巻三の「神日本磐余彦天皇」以下、ほとんどの記事に年次（多く月日干支まで）を記している。そのおかげで、たとえば巻二十九の天武天皇紀をみると、十年（六八一）三月丙戌（十七日）条に「天皇、大極殿に御し、以て川島皇子（他に十名省略）に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。（中臣）大島・（平群）子首、親みずから筆を執りて録す」という記事によって、本書

の編纂が開始された時期を知ることができる。歴史書の編年に年次（できれば月日も）は必須の要素であり、それを具備しているのが『日本書紀』である。これは長所といえよう。

ただ、その編年記事は可能な限り正確な記録に基づいていなければならぬ。ところが、わが国には初め整った形の文字がなく、中国から朝鮮を経て漢字（漢籍）がもたらされたのは、記も紀も第十五代の応神天皇朝（四世紀後半）と伝える<sup>17)</sup>。

もつとも、前述のごとく、三世紀前半ころ北九州地域にあったとみられる「倭の女王国」では、「諸国を檢察する」「大率」が伊都国に滞在する魏の使節と交渉するため「文書を送す」と記されている。従って、近畿大和でも、おそらく三世紀ころから国内統一を進める過程で、各地域との連絡交流などに文書を用いてきた可能性はありうる。

しかも、それ以前から皇室や各氏族などでは、自らの始祖や代々の主な出来事などを語り伝えてきたことであろう。そのような古来の伝承は、やがて学習した文字で記録され、遅くとも六世紀代（欽明天皇朝ころ）、それらを基にして朝廷で纏められた「帝紀」や「旧辞」の原形ができた<sup>18)</sup>とみられている。

ところが、『日本書紀』（ないし推古天皇朝の「天皇紀」）は、それより遙に昔まで遡った年代をも示す必要に迫られた。そこで、たとえば、神武天皇の即位年次を「辛酉年の春正月の庚辰朔（元日）」と明記しており、この辛酉年はBC六六〇年に相当す

る。またその宝算も「天皇橿原宮に崩じたまふ。時に一百二十七歳」とある。しかし、これらは到底実年代と信じがたい。

この点は既に知られているとおり、中国で漢代末から流行した識緯思想に基づく特定干支の未来予言説を、過去へ遡らせて強引に適用したものとみられる。

具体的には、干支（一〇干一二支の組み合せ）が六十年で一巡する一元のうち、「辛酉」と「甲子」の年に変革が生じやすく、とりわけ二十一元（六〇×二）の一二六〇年＝一部で大変革が起きるといふ。そして、推古天皇九年（六〇一）辛酉から一二六〇年遡ったBC六六〇年辛酉を、日本の「大変革」と称すべき初代天皇の即位元年として、逆算設定したものと考えられる<sup>(19)</sup>。

そのために、神武天皇から十数代までは、在位年数も宝算も、異常に長く引き伸ばされているとみられる。このような紀元の設定は、推古天皇か元明天皇のころ、隋ないし唐に対して、ヤマト朝廷を中心に統一された日本の歴史が、極めて古くから始まり今まで続いていることを誇示する必要があったからであろう。

とはいえ、その結果、初期十数代の伝承が実年代と離れてしまい、それゆえに伝承自体も史実ではないと否定されがちな原因を作ったことになる。これは『日本書紀』の短所というか、行き過ぎといわざるをえない。

## 第二項 「神武天皇紀」の概要

そこで、無理に設定された初期の紀年を別にして、伝承の内容に史実性が認められるかどうかを検討していこう。そのために、まず紀の主要な記事を中心に抄出（記に別伝がある場合（\*）で付記）すれば、左の通りである。

- (1) 神日本磐余彦天皇……長じて日向国の吾田邑（薩摩国阿多郡阿多郷あたりか）の吾率津媛を娶きて妃とし、手研耳命を生みたまふ。
- (2) 年四十五歳に及び（\*高千穂宮に坐し）諸兄及び子等に謂ひて曰はく、「昔、我が天神の高皇産靈尊と大日靈尊（天照大神）、この豊草原瑞穂国を挙げて我が天祖の彦火瓊瓊杵尊に授けたまへり。……天祖の降跡りましてより以速……遼邈なる地なほ未だ王沢に霑はず。……」と。……  
しおつちのおむす 塩土老翁曰はく「東に美き地有り。……その中に亦、天磐船に乗りて飛び降る者有り」と。余謂ふに「彼の地は……蓋し六合の中心か。その飛び降る者は、これ饒速日（物部氏祖神）と謂ふか。何ぞ就きて都をつくらざらん」と。
- (3) その年（太歳甲寅）……天皇、親ら諸の皇子・舟師を帥みて（\*日向を発ち）東を征ちたまふ。（以下（\*豊国の宇沙）——筑紫——安芸——吉備——難波碕——河内の草香（長髓彦に敗退）——和泉の茅渟——紀伊の竈山——名草——熊野の荒坂津（丹敷戸畔を誅滅）——菟田の穿邑（兄猾を平定）——吉野——菟田の高倉

山一國見丘・忍坂（八十梟帥・兄磯城を討滅）―鳥見（長髓彦を誅殺）―高尾張Ⅱ葛城（土蜘蛛を攻殺）―片居Ⅱ磐余―畝傍山の東南の檀原に至る。）

(4) (己未年) 三月……(神日本磐余彦天皇 命を下して曰はく「我東を征しよりここに六年。……辺土いまだ清らず餘の妖なほ梗れりと雖も、中州之地また風塵無し。……民の心朴素なり、巢に棲み穴に住む習俗これ常なり。

それ大人の制を立つつるに義、必ず時に従ふ。苟くも民に利有らば、何ぞ聖の造に妨はむ。まさに山林を披き扨ひ、宮室を經め營り、恭みて宝位に臨み、元元（人々）を鎮むべし。上は乾靈（天照大神）の国を授けたまひし徳に答へ、下は皇孫（瓊瓊杵尊）の正を養ひたまひし心を弘めむ。然して後に六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇にせんこと、亦可からずや。觀れば、かの畝傍山の東南の檀原の地は、蓋し国の塊区か。治るべし」と。この月、即ち有司に命せて帝宅を經り始む。

(5) 庚申年の秋八月……天皇、正妃を立てんとしたまふ。……人（\*大久米命）あり奏して曰さく「事代主神（大國主神の子）、三嶋溝槪耳神の女王櫛媛に共して生める児、号けて媛踏輔五十鈴媛命と曰す。これ国色秀れたる者なり」と。

天皇悦びたまふ。

(6) 辛酉年春正月の庚申朔（元日）、天皇、檀原宮に帝位に即き

たまふ。この歳を天皇の元年とす。正妃（媛踏輔五十鈴媛命）を皇后（\*大后）としたまふ。皇子として神八井（\*耳）命、神渟名川耳尊（のち綏靖天皇）を生みたまふ。故、古語に称して……始馭天下之天皇と曰し、号を神日本磐余彦火火出見天皇と曰す。

(7) 二年の春二月……天皇、功を定め賞を行ひたまふ。道臣命（大伴氏の遠祖）に宅地を賜ひ……大来目（久米氏の祖）を……畝傍山の川辺の地に居らしめ……珍彦（椎根津彦）を以て倭國造とし……弟猾（菟田主水部の遠祖）を……猛田県主とし……弟磯城を磯城県主とし、また劍根（葛木直の祖）を葛城國造とす。また頭八咫鳥……の苗裔は即ち葛野主殿県主部これなり。

(8) 四年春二月……詔して曰く「我が皇祖の靈、天より降り鑿て朕が躬を光し助けたまへり。今、諸の虜すでに平けて海内事無し。以て天神を郊祀り、用て大孝を申べたまふべし」と。乃ち靈時を鳥見山の中に立て……皇祖天神を祭りたまふ。

(9) 七十六年の春三月甲午の朔甲辰、天皇、檀原宮に崩じたまふ。時に年一百二十七歳（\*御年壹伯參拾漆歳）。……明年の秋九月……畝傍山東北陵に葬りまつる（\*御陵は畝火山の北方の白禰の尾の上に在り）。

### 第三項 「神武東征」の前史と年代

以上が記紀に伝えられている神武天皇の主要な事績である。あらためて要約すれば、(1)九州の日向(宮崎あたり)にいた有力者(以下、天皇という)が、地元近く(薩摩あたり)の媛と結婚後、(2)天祖瓊杵尊の降臨以来いる当地よりも「東に美き地有り」との進言を用いて、そこに「都をつく」ろうと決意し、(3)兄弟や皇子らを率いて東征の途に就き、上記の紆余曲折ルートを経て、抵抗する豪族らを平定し、ようやく大和の磐余から橿原に至った。

(4)その橿原において宮室(王宮)を造り「八紘(天下)を掩ひて宇(家)にせん」との理想を宣言し、(5)すでに大和一帯を支配していた三輪氏の奉ずる大国主神の子である事代主神の娘という姫踏鞴五十鈴媛命を正妃(皇后)に迎え、(6)辛酉年の元日に橿原宮で神武天皇として即位されたから「始馭天下之天皇」とも称された。(7)そこで即位早々、困難な東征に尽力してくれた豪族らに論功行賞を行い、(8)また東征を加護された「皇祖天神」に感謝の祭を営まれ、(9)やがて橿原宮で崩御して、近くの畝傍山東北陵に葬られた、というのである。

では、これらを史実として認められるかどうか、もし史実ならばいつごろのことなのか、可能な限り明らかにしたい。

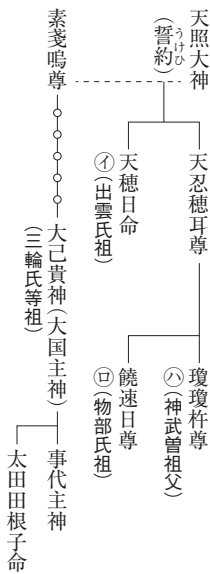
そのためには、この「神武東征」だけでなく、それ以前から数次にわたる東征があったであろうことを、記紀の神話や『先代旧事本紀』などの所伝から読み取られた田中卓氏の説が、大いに役

立つと思われる。

すなわち、その一つ(イ)「出雲の国造の祖」天穂日命(天忍穗耳尊の兄弟)は、天照大神の命により「葦原中国」へ遣わされている。しかし、天穂日命は「三輪氏の祖」大国主神(大己貴神)に「婿び付き」服属してしまっただけという。

もう一つ(ロ)「物部氏の遠祖」饒速日尊(瓊杵尊の兄)は、『日本書紀』によれば、神武天皇より先に「天磐船に乗りて太虚(天空)を翔行り、この郷を睨て降りたまふに及び、故に因りて目けて虚見日本国と曰ふ」が、『先代旧事本紀』によると、その磐船で天降ったのは「河内国の河上哮峯」であり「大倭国の鳥見白庭山」へ遷ったという。

いま一つ(ハ)瓊杵尊(饒速日尊の弟)は、祖母の天照大神から「三種の宝物」と共に「瑞穂国は、これ吾が子孫の王たるべき地なり。よろしく爾皇孫、就きて治せ」との勅を賜わり、「筑紫(九州)の日向の高千穂櫛觸の峯」に天降られたという。



〔神代系譜〕

しかも、この瓊瓊杵尊から三代後（曾孫）の神武天皇が、前述のごとく日向の「高千穂宮」から東征して大和の橿原宮で即位されたという。これによって、神話から歴史への流れが系譜的に結ばれている。

そこで、(イ)も(ロ)も、単なる神話ではなく、九州から畿内への「東征」を反映した物語であろう、と解するのが田中説の大きな特徴である。注目すべきは、神代系譜によると、(イ)(ロ)(ハ)の神は、いずれも天照大神の子孫（天神系）と伝えられている。

そこで、神話上の「高天原」と「葦原中国」は、歴史上に読み直して、九州と大和にあたりと考えれば、理解しやすい。

すなわち、まず(イ)は、出雲氏の先祖が、九州から大和へ東征したけれども、大和を支配していた三輪氏の先祖に帰伏してしまったこと、ついで(ロ)は、物部氏の先祖も、九州から東征して、河内より大和にかけて勢力を張っていたこと、さらに(ハ)は、皇統の先祖が、北九州より南九州まで移動したことを投影したものとみられる。

つまり、「神武東征」は、(イ)や(ロ)や(ハ)のような前史が恐らく何回もあって、ようやく成功するに至ったからこそ、記紀にも特筆すべき伝承として詳しく書かれたのである。そのなかには、太陽信仰によって形作られた構想や、修史段階で誇張された表現などが付け加えられているとしても、内容の骨子・大筋は多分に史実を伝えていると認めて差支えないであろう。

とりわけ記紀とも和風諺号の中にみえる「イハレ」は、「磐余」地域で勢力を張っていた土豪（兄磯城・磯城八十梟帥ら）を討滅したところから、その武勇を賛えて「磐余彦」と称されたものと考えられる。<sup>(22)</sup>

しかば、その実年代はいつころにあたるかを推測してみると、記紀神話の背景に稲作と養蚕の文化が認められる。よく知られるとおり、天照大神は保食神の体内から粟・稗・稲・麦・豆などが生まれたことを喜び、「この物は顕見しき蒼生（人々）の食ひて活くべきもの」だから、粟・稗・麦・豆を「陸田の種子」とし、稲を「水田の種子」として、特に「稲種を以て始めて天狭田及び長田に殖」えられた。また蚕も「糸抽くことを得」るので「これより始めて養蚕の道有」ることになった。さらに「新嘗」をきこしめすため、「斎服殿」にいます時、素戔鳴尊に妨害されたので「天岩窟」に籠られ、しかも「葦原中国」へ降臨させようとした御子神に「吾が高天原に所御す斎庭の穂を以て、また吾が児に御せまつるべし」との勅を下されたという。

従って、このような神話の舞台は、わが国で稲作の始まり広まった弥生時代と考えて大過ないであろう。ただ、稲作などの開始時期は、近年BC数世紀まで遡るといわれている。それに伴って九州から本州各地への普及時期も相当に早いとみられており、稲作だけで年代を比定することは難しい。

けれども、後述の検討を経た上での大まかな推測を先にいえ

ば、(イ)や(ロ)のような東征や(ハ)のような移動はおそらくBC一世紀代まで遡り、やがて苦難の末に成功する「神武東征」は、おおよそAD一世紀初めころではないかと考えられる。<sup>(23)</sup>

#### 第四節 画期的な崇神天皇朝

初代神武天皇の次の綏靖天皇から第九代の開化天皇まで八代は、記紀の記事が極めて少ない。そのため、欠史時代などともいわれる。しかし、歴代の父母・后妃・子女や宮都・陵墓・宝算などは書かれているから、皇位継承者に不可欠な系譜的伝承は原「帝紀」(帝王日継)からあったものと考えられる。

そのうち、后妃をみると、神武天皇は九州で吾平津媛を妃としながら、大和に移り住んでから在地豪族三輪氏ゆかりの媛踏鞬五十鈴媛命を正妃(皇后)に迎えられた。それ以後も数代に亘り、磯城(師木)県主などの娘を妃に納めている。これは、新参の王家が在地の勢力と協調し融和し融和していくために、必要な政略であったにちがいない。

#### 第一項 「崇神天皇紀」の概要

『日本書紀』は、第十代の崇神天皇朝になると、再び記事が詳しい。古来それだけ豊かな伝承があったからであろう。特に同紀の内容は画期的な意味をもっていると思われるので、記事の主要な部分を抄出しよう(記の別伝は〈\*〉に注記)。

(1)御間城入彦五十瓊殖(崇神)天皇は、稚日本根子彦大日(開化)天皇の第二子なり。母を伊香色謎命と曰し、物部氏の遠祖大綜麻杵の女なり。

天皇、年十九歳で立ちて皇太子と為りたまふ。識性聡敏し、幼くして雄略を好みたまふ。既に壯にして寛博く謹慎み、神祇を崇重めたまふ。恒に天業を経綸めんとの心有します。

(2)元年の春正月……皇太子、天皇位に即きたまふ。……二月

……御間城姫(大彦命の女)を立てて皇后とす。……また妃、紀伊国の荒河戸畔の女の遠津年魚眼眼妙媛は、豊城入彦命・豊鍬入姫命(伊勢の大神の宮を拝き祭るなり)を生む。次の妃、尾張大海媛(尾張連の祖)は、八坂入彦命(景行天皇妃八坂入彦の父)・淳名城入姫命・十市瓊入姫命を生む。三年の秋九月、都を磯城に遷す。これを瑞籬宮(帥木の水垣宮)と謂ふ。

(3)五年、国内に疫病多く、民死亡れる者大半あり。／六年、百姓流離へ、或は背叛くものあり。……神祇に請罪る。

これより先、天照大神と倭大国魂との二神を天皇の大殿の内に並び祭る。然してその神の勢ひを畏りて、共に住みたまふに安からず。故、天照大神を以て豊鍬入姫命に託けまつり、倭の笠縫邑に祭る。仍りて磯城の神籬を立つ。

(4)七年の春二月……詔して曰はく「……今朕が世に当りて数々災害有り、……盍ぞ命神龜へて災を致す所由を極めざらん」



と。……この時、神明（大物主神）、倭迹迹日百襲姫命（孝靈天皇の皇女）に憑りて曰はく「天皇、何ぞ国の治まらざることを憂へんや。もし能く我を敬ひ祭らば、必ずまさに自ら平ぎなんと」と。天皇……神の語を得て教えの隋に祭祀る。然れども、なほ事に於て驗無し。……

(5)（同年）秋八月……倭迹速神浅茅原目妙姫（倭亦亦日百襲姫命の別称か）……奏して曰さく「昨夜夢みらく、一貴人（大物主神）有り、誨へて曰はく『大田田根子命（三輪君の始祖）を以て大物主大神を祭る主とし、また市磯長尾市（倭直の祖）を以て倭大魂神を祭る主とせば、必ず天下太平ぎなん』と。……十一月……（上記の兩者を祭主として）然る後に……別に八十万の群神を祭る。仍て天社・国社（\*天神地祇の社）及び神地・神戸を定む。ここに疫病始めて息み、国内漸く謐り、五穀既に成りて、百姓饒ひぬ。

(6)十年の秋七月……詔して曰はく「……遠荒の人等……未だ王化に習はざれば、それ群卿を選びて四方に遣はし、朕が憲（法）を知らしめよ」と。九月……大彦命（開化天皇の兄）を以て北陸に遣し、武渟川別（大彦命の子）を東海に遣し、吉備津彦（孝靈天皇の子）を西道に遣し、丹波道主命（開化天皇の孫）を丹波に遣す。因りて……將軍とす。……十一年の夏四月……四道將軍、戎夷を平げたる状を以て奏す。この歳、異俗多く帰て、国内安寧なり。……

十二年……秋九月……天神地祇共に和喜みて風雨時に順ひ、百穀用て成りぬ。家給ぎ人足りて、天下大きに平かなり。故、称して御肇国天皇と謂す。

(7)六十年の秋七月……群臣に詔して曰はく「武日照命（出雲臣の祖神・天穗日命の子）の天より將ち来れる神宝を出雲大神の宮に蔵む、これを見んと欲す」と。則ち矢田部造の遠祖武諸隈（饒速日命の八世孫）を遣して献らしむ。この時に当りて、出雲臣の遠祖出雲振根、神宝を主るも、ここに筑紫国へ往りて遇はず。その弟飯入根（天穗日命十二世孫、土師連の祖）、則ち皇命を被りて神宝を……貢り上ぐ。既にして出雲振根、筑紫より還り来りて……その弟飯入根を責め……撃ちて殺しつ。……則ち吉備津彦と武渟名河別を遣して、出雲振根を誅す。

## 第二項 纏向遺構は「水垣宮」跡

これによれば、崇神天皇は極めて優れた政治指導者であり、戦後の古代史学界でも、その実在を認める研究者が多い。それは、いつころどこに居られたのか。この点に関して、最近著しい研究の進展がみられる。それは奈良県桜井市の纏向遺跡の中から注目すべき建物遺構などが発掘されたことによる。

この纏向遺跡は、四十年以上前から発掘が続けられてきたが、平成二十一年（二〇〇九）の調査により大形の建物遺構が検出さ

れ、同二十五年度、一帯（桜井市辻地区）が「国史跡」の指定を受けるに至った。その指定理由は次のごとく説明されている。<sup>24</sup>

三世紀初頭に突如出現し、四世紀初めまで営まれた大規模な集落で、東西二キロメートル、南北一・五キロメートルという、当該時期では類をみない規模を有する。……周辺には纏向古墳群や箸墓古墳も存在し、……大和政権と関わりある遺跡とみなされ、我が国における古代国家形成期の状況をj知る上で極めて重要である。

この纏向遺跡がもつ重要性は、すでに「纏向学研究センター」の初代所長寺沢薫氏が、「歴史的国家の形成段階」を分析して、「部族的国家の出現は北部九州の……一〇二世紀に誕生したであろうイト国を盟邦とする（イト「倭国」）をもって、最も成長した部族的国家群の連合の姿」と認めると共に、「三世紀のヤマト王権の大王都たる纏向遺跡の出現と列島規模での変革は、歴史的国家の第二段階としての「王国」の出現を示す」と論じ、後者「纏向遺跡の特徴と特異性」を次のごとくまとめられておられる。<sup>25</sup>

- ①三世紀初めに突然出現した、きわめて計画的に造営された集落遺跡で……都市的規模をもつと言ってよい。
- ②搬入土器の確率が一五%以上と高いだけでなく、その搬出元

は北部九州から南関東・韓半島にまで及ぶ。三世紀を通じて列島最大の巨大な市的機能をもっていたことが想定できる。

③……長大な運河が当初から大規模な都市建設のために設けられ……、④……高度な鉄器生産（鉄鍛冶）が行われ……、⑤列島最古の「導水施設」が祭祀遺物とともに発見されている。

⑥居住空間のほぼ中心で……東西軸線上に精巧に配置された三棟の掘立柱建物が検出された。これらの建物は、三世紀前半に機能していたのは明らかで……D棟は約二三八㎡で列島最大の規模をもつ。……

⑦居住空間縁辺に、定形型前方後円墳である箸墓古墳（全長二八〇m）……が存在する。列島最古・最大の前方後円墳であり、前方後円墳祭祀が纏向遺跡から発信されたことになる。

これは奈良県立橿原考古学研究所の所長なども歴任された考古学界重鎮の総合的知見として、頗る説得力に富む。

ただ一点、寺沢氏は『魏志』倭人伝によって「卑弥呼は、ヤマトノ国の纏向遺跡に居処したとしか言いようがない」と推断する一方、「『記・紀』には崇神天皇磯城瑞籬宮、垂仁天皇珠城宮、景行天皇纏向日代宮の伝承がある」というのみで、両者の関係に全く言及しておられないのは何故であろうか。

それに対して私は、田中卓氏の説により、同じ三世紀前半ころ、女王卑弥呼は北九州（筑紫の山門あたりか）にいたが、ヤマ

ト王権（大和朝廷）の大王（天皇）は、すでに一世紀初めころ九州から東征してきた「磐余彦」（神武天皇）の子孫（崇神天皇）が纏向あたりに王宮を築いていたとみている。

しかも、東西軸線上に並ぶ三棟の建物遺構は、北側と南側に広い河道の確認される扇状地上の微高地（標高七五m前後）に並んでいる。従って、これこそ記紀の伝える「帥木水垣宮」＝「磯城瑞籬宮」の跡であろうと思われる。

この推定が正しいとすれば、第十代の崇神天皇は、纏向遺跡が機能していた三世紀前半に実在された（『古事記』崩年干支の戊寅は二五八年に該当する）可能性が極めて高くなったといえよう。さらに、ここから九代遡る神武天皇の実年代を（一代二〇〇）三〇年と仮定して、およそ一世紀初め前後と推測する手懸りもえられたことになる。

### 第三項 伊勢神宮と出雲大社

纏向遺跡の建物遺構で最も注目されるのは、西側のC棟と東側のD棟である。細長いC棟は、東西五・三m×南北約八mで、南と北との中央に近接の棟持柱を持つ。また、それより著しく広いD棟は、東西二・四m×南北一九・二mで、C棟の六倍近い面積を占める。

この建物遺構を平成二十一年の発掘当初から丹念に精査され、建築史学の専門家として大胆な仮説を提唱されてきたのが、神戸

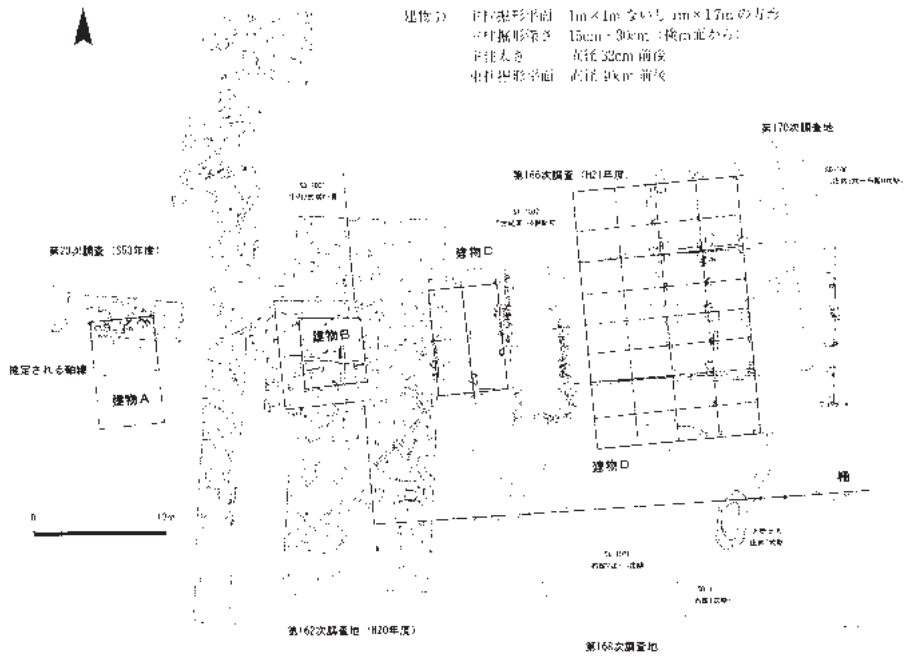
大学教授の黒田龍二氏である。同氏は纏向遺構を安直に「卑弥呼の宮殿跡」などと早断する考古学・古代史マニアと異なり、発掘現場の平面的な遺構の柱間・形状などから立体的な建物の復元を試みられ、「建物Cは伊勢神宮の正殿と極めてよく似ている」のみならず、「建物Dは出雲大社の本殿と等しい類似性をもつ」という驚くべき結論を公表しておられる<sup>26</sup>。

これは一般の考古学者も古代史家も、ほとんど想像すら出来なかったことであるが、記紀の所伝を素直に援用すれば、大筋において成り立つ可能性の高い卓見だと思われる。それを記紀に基づいて、私なりに略述しよう。

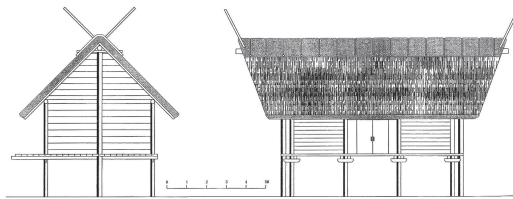
まず建物Cが棟持柱を持つ神明造と似ていることは、誰しも気付かれるにちがいない。しかしながら、それを伊勢神宮の原型とまで言うには、『日本書紀』の前掲（第一項抄出③）と垂仁天皇紀を肯定する必要がある。

すなわち、(3)崇神天皇五年紀によれば、それまで皇祖神の天照大神と大和在地神の倭大国魂神を「大殿（王宮）の内に並び祭」ってこられたが、これでは恐れ多く安心して住むこともできないと考え、天照大神を皇女の豊鍬入姫命に預けて、「倭の笠縫邑」に遷し祭り、「磯城の神籬を立」てしめられたという。

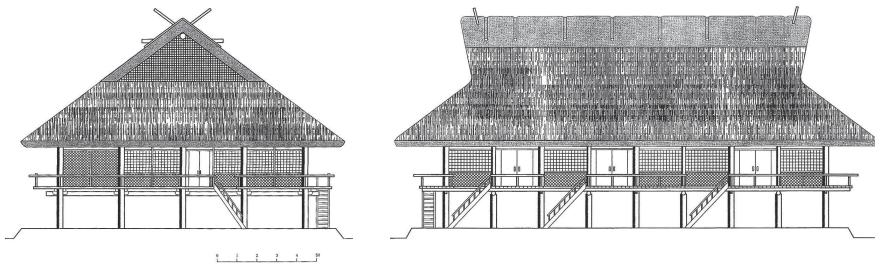
続いて次代の垂仁天皇二十五年紀（三月丙申条）によれば、「天照大神を豊相入姫命より離ち、倭姫命（垂仁皇女）に託けたまふ。ここに倭姫命、大神を鎮め坐す処を求めて、菟田（榛原）



纏向遺跡建物遺構の配置図 (桜井市教育委員会)



黒田龍二氏による建物C復元図 (宝庫形式、神明造の原型か)



黒田龍二氏による建物D復元図 (宮殿形式、大社造の原型か)  
 [いずれも同氏著『纏向より伊勢・出雲へ』(学生社)より。見やすくするため一部修正]

の篠幡<sup>ささはた</sup>に詣る。更に近江国(坂田)に入り、東の美濃(本巢)を廻りて、伊勢国に到る。時に天照大神、倭姫命に誨<sup>おし</sup>へて曰はく、『この神風の伊勢国は、常世<sup>とこよ</sup>の浪の重浪<sup>しきなみ</sup>帰する国なり。傍国<sup>かたに</sup>の可<sup>ま</sup>怜<sup>まし</sup>し(美しい)国なり。この国に居らんと欲<sup>おも</sup>ふ』と。故<sup>かれ</sup>、大神の教<sup>まじまじ</sup>の隨<sup>ま</sup>に、その祠を伊勢国に立てたまふ。よりて齋宮<sup>いはいのみや</sup>を五十鈴の川上に興<sup>た</sup>つ。これを磯宮<sup>いそのみや</sup>と謂<sup>い</sup>ふ。』と記されている。

右の伝承によれば、天照大神は崇仁天皇の初めまで王宮の中に祀られていたが、まもなく宮外に遷し祀られ、やがて伊勢に鎮座されたことになる。そこで遺構の建物Dを「水垣宮」の王宮跡とみる黒田氏は、その中に祀られてきた天照大神が一たん建物Cに遷し祀られ、その棟持柱をもつ建物Cの様式が伊勢神宮本殿に受け継がれたものと推定されたのである。

このような新説は、神々を祀る形として、地上か壇上に神籬を立てる原初的な方式が長らく続いていたと想定し、神明造のような神殿(社殿)の成立をかなり新しい(六・七世紀)と仮定してきた論者にとって、承認し難いかもしれない。

しかし、建物Cが元来米穀や財宝を納める穀倉や宝庫であった可能性は、他の各地から発掘されている棟持柱跡をもつ建物遺構から類推してよいであろう。また、そこが神々を祀る神殿(社殿)となっても、その中で神籬形式の祭祀を行うことはありえたにちがいない。とすれば、建物Cを伊勢神宮(神明造)の原型とみなす黒田説は、有力な一説と認めてよいと思われる。

一方、建物Dは、南北の大きな柱間四間(偶数)で「正面中央に柱が立つ」ことなどにより、「出雲大社本殿(大社造)」と著しい類似性を持つ」と黒田氏が主張しうるのも、記紀の所伝を肯定し援用されるからである。

すなわち、前掲(7)の崇神天皇六十年紀によれば、大和から出雲へ遣わされた武諸偶(物部氏と同族の矢田部造の遠祖)は、出雲で武日照命(出雲臣の祖神)に対し「出雲大神の宮」に収蔵している「神宝」を見せる(渡す)よう迫った。その時、神宝を掌る兄の出雲振根は、昔から関係の深い筑紫へ出かけていたので、弟の出雲飯入根が独断で神宝を貢上してしまった。そこで、筑紫から戻ってきた振根は怒って弟の飯入根を殺す。しかし、その振根も再び大和から遣わされて来た吉備津彦と武渟名河別(共に後述の皇族将軍)により殺されてしまったという。

続いて次の垂仁天皇二十六年紀(八月庚申条)によれば、右と似た話であるが、「天皇、物部十千根大連(饒速日命の七世孫)に勅して曰はく、『屢々使者を出雲国に遣はし、その国の神宝を檢校せしむと雖も、分明に申言する者無し。汝親ら出雲に行きてよろしく檢校し定むべし』と。則ち十千根大連、神宝を校定し、分明に奏言せり。仍りて神宝を掌らしむるなり」とある。<sup>(27)</sup>

また『古事記』によれば、長らく物を言うことのできない皇子本牟智和氣王<sup>ほむちわか</sup>のことを垂仁天皇が心配しておられると、「御夢」に現われた「出雲の大神」から、「我が宮を天皇の御舎<sup>みあらか</sup>(宮殿)

のごとく修り理めたまはば、御子必ず真事（言葉）とはん（ものを言えるようになる）とのお告げがあった。そこで、皇子が「出雲に到り、大神を拝み訖へ還り上りま」したところ、「大御子、物語りたまふ」ことができたので、「天皇、歡喜して：神の宮を造らしめ」られたという。

さらに『古事記』では、次の景行天皇朝に皇子の「倭建命」が九州遠征の帰途「出雲国に入り坐して：その刀を抜き出雲建を打ち殺す」とあり、『出雲国風土記』には、それにちなんで出雲郡の宇夜の里を「建部」の郷と改称されたとみえる。

これらの所伝を通覧すると、崇神・垂仁・景行の三代（三世紀前半から四世紀前半ころ）にかけて、大和朝廷が出雲の勢力を征圧するため、何度も物部氏や皇族將軍などを派遣し、交渉（交戦）を重ねた結果、降伏させるに至ったのであろう。

ただ、その交換条件として、出雲氏の奉斎する大神（祖先神の饒速日命ではなく、大和で三輪氏に従い奉じてきた大国主神）を祀る「神の宮」は、天皇の宮殿と同じようなものに修造することを要求し、それが聴き入れられたので、和平に至ったとみられる。それを神話として伝えるのが、大国主大神の「国譲り」にほかならないと思われる。

このように考えてよければ、崇神天皇の宮殿と推定される建物Dと、今なお大住居様式を伝える出雲大社との類似性を看破された黒田氏の新説は、まさに卓見と称してよいであろう。

#### 第四項 四道將軍と前方後円墳

崇神天皇の治徳は、前掲(1)（即位前紀）だけでなく、次の垂仁天皇二十五年紀（二月甲子条）にも、阿倍・和邇・中臣・物部・大伴の各遠祖「五大夫」への詔の中に、「我が先皇御間城入彦五十瓊殖（崇神）天皇、これ叡しく聖に作す。：機衡を綱繆め、神社を礼祭ひたまふ。己を剋め躬を勤めて、日に一日を慎む。ここを以て、人民富み足り、天下太平なり。今、朕が世に当りて、神祇を祭祀ること、あに怠りあらんや」と記される。

もちろん、これは後世の修文であるけれども、天皇が政事と祭事に精励された（それゆえ「崇神」という漢風諡号を贈られた）ことは確かであろう。古代社会においては、洋の東西を問わず「祭政一体」であったといわれるが、この崇神天皇朝など、その典型とみられる。

前掲（第一項抄出）(3)(4)(5)によれば、国内で疫病の蔓延により死亡したり流浪する者が続出したのは、ご自身の祭政に原因があると反省して「神祇に請罪」られた。そして、皇祖神の天照大神を皇女に託して祭らしめるだけでなく、在地神の倭大魂を倭直の祖市磯長尾市に祭らしめ、さらに「八十万の群神」を祭るため「天社（天神系）」と「国社」（地祇系）に分けて「神地・神戸を定め」たところ、やっと疫病が終息し国内も静謐になって、五穀が実り百姓も豊かになったという。

そこで、ようやく崇神天皇は、大和近辺から畿外にまで勢力を拡大しようとした。前掲(6)によれば、「遠荒の人等」を帰伏させるために「四道將軍」を選ばれたのである。

その將軍と行先は、崇神天皇との関係からいえば、伯父にあたる大彥命が北陸へ、従兄弟にあたる武淳川別が東海へ、大叔父にあたる吉備津彦が西道（山陽道）へ、甥にあたる丹波道主命（記では従弟の日子座王）が丹波へ遣わされた、つまり、皇族たちが自ら各地へ赴いたのである。その結果、国内の大半が安寧となり、やがて天下大平となったので、この天皇を改めて「ハツクニシラススメラミコト」と称することになったという。

このうち、大彥命と武淳川別は父子であって、『古事記』に「その（孝元天皇）兄の大比古命の子、建沼河別命は、阿倍臣らの祖」とみえ、崇神天皇段には「高志（越）国」から進んだ大毘古命と「東方」（東海）から進んだ建沼河別とが「相津」（会津）で出会い「国の政を和平」したと伝えられる。

また『日本書紀』には、孝元天皇七年紀に「大彥命、これ阿倍臣・膳臣・阿閉臣・狭狭城山君・筑紫国造・越国造・伊賀臣、すべて七族の始祖なり」とある。ついで子の武淳川別は、前述の崇神天皇六十年、出雲へ遣わされて振根を誅殺したことや、垂仁天皇二十五年、「阿倍臣の遠祖」として「五大夫」の一人にあげられている。この父子もその子孫も、武人として国内統一に貢献したものとみられる。

それにも拘わらず、かつての古代史学界では、この「大彥命」を「日本武尊」などと同じく、英雄風の観念的な美称にすぎないとして、実在の人物と認めない傾向が強かった。

ところが、昭和五十三年（一九七八）、その十年ほど前に埼玉古墳群（行田市）の稲荷山古墳より出土していた刀剣から、金象嵌の銘文一一五字が発見された。それは、まもなく次のように解読され、状況が一変する契機となった（原漢文の書き下し）。

（表）辛亥の年七月中記す。乎獲居臣、上祖、名は意富比埜、其の児、多加利足尼、其の児、名は弓已加利獲居、其の子、名は多加披次獲居、其の児、名は多沙鬼獲居、其の児、名は判弓比、

（裏）其の児、名は加差坡余、其の児、名は乎獲居臣。世々、杖刀人の首と為り、奉事し来る。今に至りて、獲加多支鹵大王の寺、斯鬼の宮に在る時、吾、天下を左治せり。此の百鍊の利刀を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也。

これによれば、辛亥年（四七一）の七月中に銘文を記す乎獲居臣は、上祖（先祖）の名をオホヒコ（大彥）といい、タカリ宿禰―テヨカリ別―タカハシ別―タサキ別―ハテヒ―カサハヨと続く八世孫で、代々「杖刀人の首」（宮廷警護人の首長）となり朝廷に奉事してきた。今（オワケ臣の代）に至って、ワカタケル大王（若建・幼武・雄略天皇）の寺（宮殿）はシキ（磯城）の宮にあり、吾はその大王による天下の統治を補佐しているので、この

鍊り鍛えた鋭利な刀剣を作らせ、吾が（祖先以来）宮廷に奉事してきた根原（由来）を書き記したというのである。

つまり、五世紀後半（在位四五六～四七九）に実在の確実な第二十一代雄略天皇の宮廷で警護の武人として奉事したオウケ臣は、八代前の先祖がオホヒコであり、以後代々宮廷に奉仕してきた、という来歴を明示しているのである。従って、この大筋を史実と認めてよいとすれば、八代前（一代三〇年と仮定して二四〇年程前、つまり三世紀前半ころ）記紀にみえる大彦命が実在していた、と考えて差し支えないと思われる。<sup>32</sup>

ところで、四道將軍の派遣に代表される崇神天皇朝ころからの畿外への努力拡大と、おそらく前方後円墳・前方後方墳の全国的な普及とは無関係でないといなされている。現に通説重視の高校日本史教科書も、「三世紀後半ころ、近畿や西日本各地に、大規模な墳丘をもつ古墳が出現する。これらは、いずれも前方後円墳ないし前方後方墳で……墳丘長が二〇〇mを超えるものは、奈良県桜井市にある箸墓古墳（二八〇m）や天理市にある西殿塚古墳（二三四m）など……奈良県東南部のみに見られ、広域の政治連合が大和を中心とする近畿地方の勢力（ヤマト政権）が中心になって形成されたことを示」すが、「古墳は、おそくとも四世紀中ころまでに東北地方中部におよび……東日本までがヤマト政権の連合にくみこまれたことを示している」<sup>33</sup>と説明する。

その上、最近では、纏向遺跡に隣接する「箸墓古墳の築造年

代」は、三世紀中頃とみる考古学者がふえつつある。<sup>34</sup> また、それより規模は小さいが、静岡県沼津市の「高尾山古墳」（前方後円墳、全長約六二m）は、「墳丘の完成は二三〇年頃、埋葬は二五〇年頃」と公表されている。<sup>35</sup> さらに、ヤマト王権（大和朝廷）に協力した物部氏と関係が深いといわれる前方後方墳も、墳長一八〇mの奈良県天理市「西山古墳」をはじめ、七〇m以上のものが本州各地で三十基余り確認されている。<sup>36</sup>

## 第五節 日本武尊と神功皇后

叙上のごとく、第十代崇神天皇朝は、およそ三世紀前半の纏向建物遺構（C・D棟など）を「水垣宮」跡に比定し、また『古事記』の崩年干支「戊寅」を二五八年と推定することによって、ほぼ三世紀前半から中頃とみなすことができる。

とすれば、次の第十一代垂仁天皇朝は、およそ三世紀後半から四世紀初め（崩年干支「辛未」を三二一年に比定）、また次の第十二代景行天皇朝は、およそ四世紀前半ころ（崩年干支の記録なし）、さらに次の第十三代成務天皇朝と第十四代仲哀天皇朝は、およそ四世紀中ころ（崩年干支「乙卯」と「壬戌」を三五五と三六二年に比定）とみなしてよく、それに継ぐ第十五代応神天皇朝は、およそ四世紀後半（崩年干支「甲午」を三九四年に比定）と考えて大過ないであろう。

この数代に大和朝廷（ヤマト王権）は、国内統一を大いに進め



たのみならず、やがて朝鮮半島にまで勢力を伸ばしたことが、記紀に詳しく書かれている。それらは果たして史実と認められるかどうか。ここでは日本武尊と神功皇后に関する伝承をとりあげ、それを他の史料により検証しよう。

### 第一項 「景行天皇紀」の概要

まず、『日本書紀』の「景行天皇紀」を抄出する（『古事記』の別伝を一部分（\*）に注記）。

#### (1) 大足彦忍代別（景行）天皇は、活目入彦五十狭茅（垂仁）

天皇の第三子なり。母の皇后は日葉州媛命と曰して丹波道主の女なり。……／二年の春三月……播磨稲目大郎姫（吉備津彦の女）を立てて皇后とす。后、二の男を生れます。第一をば大碓皇子と曰し、第二を小碓尊と曰す。……一日に同じ胞にして隻に生れませり。……

この小碓尊、亦の名は日本童男、亦是日本武尊（\*倭建命）と曰す。幼くして雄略しき氣有します。壮に及びて容貌魁偉、身長一丈、力能く鼎を打げたまふ。……

四年冬十一月……纏向に都つくり、これを日代宮と謂す。

\*紀では、景行天皇自身が、同年十二年から西征して、筑紫―豊前―日向などを巡歴されたとある。（\*記になし）

(2) 二十七年……秋八月、熊襲また反きて辺境を侵すこと止ま

ず。／冬十月……日本武尊を遣して熊襲を撃たしむ。時に年二十六。……／十二月……熊襲に魁といふ者あり。……また川上梟帥と曰ふ。親族を集へて宴せんとす。ここに日本武尊、髪を解き童女の姿と作りて……梟帥の中の剣を抽きて川上梟帥の胸を刺したまふに……梟帥啓して曰さく「……吾多に武力に遇ひしかども、未だ皇子のごとき者有らず。……今より以後、皇子を号いて日本武尊と称すべし」と。……既にして海路より倭に還らんとして、吉備に到り……難波に到る。二十八年の春二月……日本武尊、熊襲を平ぐる状を奏す……。天皇、ここに日本武（尊）の功を美めて異に愛みたまふ。

\*記では、帰途「出雲国に入り坐して、その出雲建を……打ち殺したまひき」とある。（紀になし）

(3) 四十年の夏六月、東の夷、多に叛き、辺境騒ぎ動む。／秋七月……日本武尊、雄詰して曰さく「……臣、勞しと雖も、頓にその乱を平げん」と。則ち天皇、斧鉞を持ち日本武尊に授けて……吉備武彦と大伴武日連とに命じて日本武尊に従はしむ。冬十月……日本武尊……道を扞りて伊勢の神宮を拜む。……ここに倭姫命、草薙剣を取りて日本武尊に授く。(4) この歳、日本武尊、駿河に至る。……賊、王を殺さんと……その野に放火して焼く。主……燧を以て火を出し向焼けて免るることをえたまふ。「一に云はく、王の佩く所の剣、

聚雲、自ら抽けて王の傍の草を薙ぎ払ふ。これに因りて免るること得たまふ。故、その剣を号けて草薙といふ。……また相模に進して上総に往かんとす。……乃ち海中に至りて暴風忽ち起り、王船漂蕩ひてえ渡らず。時に王に従ふ妾有り、弟橘媛と曰ふ。穂積氏忍山宿禰の女なり。主に啓して曰く「今風起き浪溢くして王船没まんとす。これ必ず海神の心なり。願はくば賤しき妾の身を王の命に贖へて海に入らん」と。……乃ち瀾を披けて入りぬれば、暴風即ち止み、船岸に著くことを得たり。……ここに日本武尊、則ち上総より転りて陸奥国に入り……蝦夷の境に至る。……蝦夷すでに平らげて日高見国（北上川流域か）より還り、西南の常陸を経て甲斐国に至り……武蔵・上野を転歴りて、西の碓日坂に逮り（ここで亡き弟橘媛を「吾婦はや」と偲ぶ）……信濃国に進入しぬ。……美濃に出で……尾張に還る（ここで尾張氏の女「宮竇媛」を娶る）。……瞻吹山に至り……痛身あり……尾張に還り……伊勢に移り尾津（多度津）に到り……能褒野（鈴鹿・亀山）に逮りて痛甚なり。……能褒野に崩りましぬ。時に年三十。……白鳥と化りて陵より出で倭国を指して飛びたまふ。……

\*記には「倭は国のまほろば、たたなづく青垣、山隠れる倭しうるはし」という望郷歌や誄歌などを載せる。

## 第二項 日本武尊の東西遠征

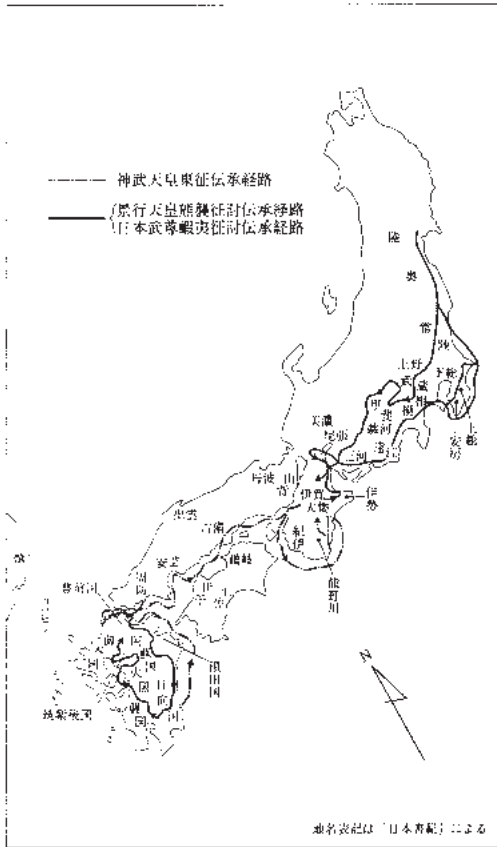
これらによれば、日本武尊（倭建命）という英雄が、西国の熊襲も東国の蝦夷も平定したことになる。ただ、記と紀で異同出入があり、さまざまな英雄の物語が集約されているかもしれない。とはいえ、すでに第二節第三項(へ)に引いた四七八年倭王武の上表文でも、「祖禰（雄略天皇の祖先）、躬ら甲冑を擐き山野を跋涉して……東は毛人（蝦夷）を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国」と記されている。

このように堂々とはいえたのは、まさに日本武尊（その五世後が雄略天皇）や前述の四道將軍などのような皇族たちが、大王（天皇）の命を奉じて「東西の荒ふる神、及び伏はぬ人等を平け」（景行天皇記）るため奔走した史実が、中核にあったからだと思うられる。

とくに九州の「熊襲」は、伝存する地名から探れば、熊本県南部の「球磨」（今の球磨郡・人吉市）あたりから鹿児島島の「曾於郡」（今の瞻吠郡西部・始良郡東部・国分市）あたりを指す。しかも『魏志』倭人伝にみえる「倭女王国」の南の「狗奴国」が、熊襲（九州南部）だとすれば、「倭女王卑弥呼、狗奴国の男王卑弥呼」と素より和せず。……相攻撃す……」というのであるから、相当な勢力を持っていたとみられる<sup>37</sup>。

ちなみに、『日本書紀』および肥前・豊後などの『風土記』が

## 『日本書紀』にみえる国内統一のプロセス



地名表記は『日本書紀』による

伝える景行天皇の九州巡幸は、日本武尊の九州遠征に先立って行われたとされる。これは史実性に乏しいとみられているが、景行天皇十八年紀に記される「熊襲」（肥後国球磨郡）の「熊津彦」、「高来県」（肥前国高来郡）の「土蜘蛛津類」、「阿蘇国」（肥後国阿蘇郡）の「阿蘇都彦・阿蘇津媛」などの伝承は、当地に有力な豪族が数多くいたことを窺わせる。とりわけ「熊津彦」は、『魏志』倭人伝に「狗奴国、男子を王と為す。その官、狗古智卑狗あり、女王に属せず」という狗古智卑狗Ⅱ菊池彦に擬定する説もあり、その可能性は高いと思われる。

一方、東国の「蝦夷」は、倭武王上表文のごとく、元来「毛

人」と書き「えみし」（夷）と訓んで「辺境の勇者」を意味したといわれる。景行天皇二十七年紀（二月壬子条）には「武内宿祢、東国より還り奏して言はく『東の夷の中に日高見国（北上川流域か）あり。この国の人……為人、勇み悍し。これ総べて蝦夷と曰ふ。また土地沃壤て曠し、撃ちて取るべし』とまうす」と記されている。

また、その東国遠征に先立って、日本武尊が伊勢に立ち寄り、伯母の倭姫命に会って宝剣などを授けられ、それより焼津で窮地を脱することができたとか、帰途に尾張で「剣を解きて宮簀媛の家に置きて……膽吹山に至」ったが、「山の神の大蛇」へ＊記では

「白猪」と出会って病気になる急逝したという。

このような物語も史実性が乏しいとみられている。しかし、記紀以外でも、たとえば『常陸国風土記』には、日本武尊を「倭武天皇」と称し、「東の夷の国を巡狩」した時、新治郡・信太郡・茨城郡・行方郡・那珂郡などで清水が出たり海苔・海藻などが得られたとか「当麻郷」や「藝都里」では命令に反した者を誅滅したとか（他に地名起源説話が数例あり）という「古老」の物語を伝えている。これらは、少くとも常陸あたりに天皇の命を受けた皇子クラスの人物が遠征してきた史実を基にした伝説と考えてもよいと思われる。(39)

## 第三項 「神功皇后紀」の概要

ついで、『日本書紀』としては特異な構成の「神功皇后紀」<sup>(4)</sup>と前後の関係記事を抄出する(『古事記』の別伝を(＊)に補う)。

- (1) 仲哀天皇紀二年の春正月……氣長足媛尊(開化天皇の曾孫の息長宿祢王の女)を立て、皇后とす。……三月……熊襲、叛きて朝貢せず。天皇、ここに熊襲国を討たんとす。……
- (2) 同八年の春正月……筑紫に幸す。時に岡県主の祖熊鰐……また筑紫の伊都県主の祖五十迹手、五百枝の賢木を抜き取り、船の舳艫に立て、上枝に八尺瓊(玉)を掛け、中枝に白銅鏡を掛け、下枝に十握剣を掛け……参り迎へて献る。……儼県(博多)に到り、因りて檀日(香椎)宮に居します。
- (3) (八年) 秋九月……時に神有して(神功)皇后に託り誨へて曰はく「天皇、何ぞ熊襲の服はざることを憂へたまふ。……この国に愈りて宝有る国……新羅国と謂ふ。……もし能く吾を祭りたまはば……その国必ず自から服ひなむ。また熊襲も為服ひなむ。……」と。天皇、神の言を聞しめして疑ひの情有し……信けたまはず。強に熊襲を撃つも、得勝たずして還ります。／九年の春二月……天皇、忽ち痛身み有りて、明日崩りましぬ。……「一に云はくへ天皇、親ら熊襲を伐ちたまひて、賊の矢に中りて崩りましぬと。……」

(4) 神功皇后紀(仲哀天皇九年崩御後) 三月……皇后……時に神の語を得て、教への随に(神々を)祭る。然る後に、吉備臣の祖鴨別(笠臣の始祖)を遣して熊襲国を撃たしむ。……転りて山門県(筑紫国山門郡)に至り、即ち土蜘蛛の田油津媛を誅ふ。……

- (5) 秋九月……皇后……大三輪社(福岡県朝倉郡の大己貴神社)を立てて刀矛を奉りたまふに、軍衆自ら聚る。……時に適皇后開胎に当れるも……石を取りて腰に挿み祈りたまふ。冬十月、和珥津(対馬上県郡の鰐浦)より発つ。……即ち新羅に至る。……新羅の王、……曰はく「吾聞く、東に神国有り、日本と謂ふ。また聖王有り、天皇と謂ふ。必ずその国の神兵ならむ。あに兵を挙げて距ぐべけんや」と。即ち素旆あげて自ら服ひぬ。……ここに、高麗と百濟、二国の王……曰さく「今より以後は、永く西蕃と称ひ朝貢を絶たじ」と。……これいはゆる三韓なり。皇后、新羅より還りたまふ。十二月……嘗田(応神)天皇を筑紫に生みたまふ。
- (6) 撰政四十六年(三六六か)……斯麻宿祢を卓淳国(加羅の一国)に遣す。百濟の肖古王、深く歎喜び厚く遇ひたまひ……曰さく「吾が国に多にこの珍宝あり、貴国に貢らんと欲ふ……」と。……／四十七年(三六七か)……百濟王、久氏……を使得て朝貢らしむ。……千熊永彦(武蔵国の人、額田部槻本首らの始祖)を新羅に遣はす。……

- (7) 撰政四十九年（己巳三六九か）……荒田別・鹿我別（上毛野氏の祖）を以て將軍とし……卓淳国に至り、まさに新羅を襲はんとす。……よりに比自焔・南加羅・喙国・安羅・多羅・卓淳・加羅の七国を平定げ……百済に賜ふ。ここに王肖古及び貴須（近仇首王）、また軍を領めて来り会ふ。……百済王、盟ひて曰く「……常に西蕃と稱ひ、春秋に朝貢らん」と。
- (8) 五十一年（三七一か）……千熊長彦を以て……百済国に遣す。／五十二年（三七二か）……（百済の）久氏等、千熊長彦に従ひて詣り、則ち七枝刀一口・七子鏡一面、及び種々の重宝を献る。……これより後、年毎相續ぎて朝貢る。
- (9) 撰政六十二年（三八二か）……即年に襲津彦を遣して新羅を撃たしむ。「百済記に云はく、壬午年（三八二）、新羅、貴国（倭国）に奉らず。貴国、沙至比跪を遣して討たしむるに……反りて加羅国を伐つ。……」
- (10) 応神天皇十四年紀……葛城襲津彦を（新羅に）遣し、弓月（秦氏の祖）の入夫を加羅に召す。……／十八年……弓月の入夫、襲津彦と共に来れり。

#### 第四項 四世紀後半の日韓関係

これらによれば、神功皇后（息長足姫尊）は、仲哀天皇と共に九州へ遠征して、熊襲を討つだけでなく、海北の朝鮮まで渡って新羅などを降伏させ、凱旋直後、筑紫で皇子（応神天皇）を生

み、皇太后となつても撰政として朝鮮（主に新羅と百済）との外交に苦心されたことになる。

これは、前述した日本武尊の東西遠征に勝るとも劣らぬ女傑物語であるが、戦後の学界でも、その骨子（説話的な部分を除く）は四世紀代の史実に近いと認める研究者は少くない。

その要因は、前掲(9)のごとく注記されている「百済記」を裏付けたとして、朝鮮の『三国史記』なども参照すれば、記紀の内容と符号すること、また三十九年・四十年・四十三年などに注記されている「魏志」（六十六年紀には「晋起居注」）によって、書紀の年次を干支二巡（一一〇年）引き下げれば、実年代を四世紀後半ころと推定しうることに、さらにその年代と符号する確実な物的史料も現存しているからである。それらを更めて具体的に検証しよう。

まず神功皇后自身、新羅とゆかりがある。『古事記』応神天皇段に、「新羅国主の子あり、名を天の日矛と謂ふ。この人、参り渡り来りぬ（垂仁天皇三年三月紀に「新羅王子の天日槍、来帰り」とある）。……難波に到り……多遲摩（但馬）国に泊て……前津見を娶り生める子（中略）、（その孫の多遲間比多詞、その姪由良度美を娶り生める子）葛城の高額比売命「こは息長帯比売命（神功皇后）の御祖（生母）なり」と伝えられる（開化天皇の曾孫息長宿祢王と高額比売の間に生まれたのが息長帯比売）。そうであれば、神功皇后は母方の人脈で新羅を含む朝鮮半島の

事情に通じていたことであろう。それゆえ、熊襲の背後に新羅の加勢があることを知って、熊襲を討つだけでなく新羅にまで攻め入ったものと思われる。

そのころの朝鮮史を知るには、高麗朝に編纂された『三国史記』や『三国遺事』に拠らざるをえないが、四世紀の中ごろから後半の「倭人」関係記事を抄出すれば、次の通りである。(①②は史記の新羅本紀、③は遺事の紀異、④は史記の百済本紀。五世紀以降も記事多いが省略)。

①訖解王三十七年(三四六)、倭兵、猝かに風島に至り……進みて金城(新羅王城)を囲み、急しく攻む。王……門を閉じて出でず。賊(倭兵)食尽きて……これを走らす。(奈勿王三十八年五月条も同趣)

②奈勿王九年(三六四)四月、倭兵、大いに至る。……倭人、衆を恃みて直進す。……倭人大いに敗走す。追撃してこれを殺し、ほとんど尽く。

※後述の七支刀は、百済で秦和四年(三六九)造作/前掲(8)の神功皇后五十二年(三七二)「七枝刀」を日本に献進。

③那密王(奈勿王)即位三十六年庚寅(三九〇)、倭王、使を遣はす。来朝して曰く「……願はくば、大王、一王子を遣はし、誠心を寡君(倭王)に表したまへ」と。ここに於いて、王、第三子美海(末斯欣、十歳)を以て倭を聘はしむ。

※神功皇后摂政前紀(仲哀天皇九年十月辛丑条)には「新羅王波沙寐錦、即ち微叱己知(末斯欣Ⅱ美海)波珍干岐(新羅高官)を以て質(人質)とし……官軍に従はしむ。」とみえる。

④百済阿莘王六年(三九七)五月、王、倭国と好を結び、太子腆支(直支)を以て質と為す。

これによれば、四世紀代に(続いて五世紀以降にも)「倭兵」が新羅に再三進攻して、反撃され敗退したこともあった。また「倭王」の要請により新羅の「王子」や百済の「太子」が人質として送られてきたこともあったと認められる。

このうち、前者に関しては、前掲(6)(7)(8)(9)にみえるごとく、すでに四世紀前半ころから大和朝廷の勢力下に入った東国出身の千熊長彦(武蔵)や荒田別・鹿我別(上毛野)や建内宿祢の子という葛城襲津彦(その女の磐之媛は仁徳天皇の皇后)が、武將として新羅に攻め入り、百済と境を接する加羅など「七国」を平定して「百済に賜」ったところ、百済から「七枝刀」「七子鏡」などを献上してきたという。

これは『日本書紀』の記事だけならば、後世の作為と否定されかねないが、幸い奈良県天理市の石上神宮に伝わる「七支刀」(国宝)により(7)(8)が裏付けられる。その銘文は、一部損傷して判らないが、次のごとく解説されている(原漢文)。

(表) 秦和四年五月十六日丙午正陽、百鍊の鉄の七支刀を造る。出でては百兵を辟け侯王に供すべし。□□□□の作なり。(裏) 先世以来、未だ此の刀有らず。百済王・世子、聖音に寄生す。故に倭王の旨と為て造り、後世に伝示す。

この「秦和四年」は、東晋年号の「太和四年」(三六九)とみられ、この銘文によれば、「五月十六日、練りに練った「鉄の七支刀」を造ったが、これは戦に出て百兵を退ける「侯王」に供するのがふさわしい。このような先世以来まだ見たこともない刀であるが、「百済王」(肖古王)と「世子」(太子貴須)は、「聖恩」(倭王の恩恵)に寄生(依存)しているので、これを「倭王の旨」により造った。後世まで未永く伝えてほしい」という感謝の思いが刻まれている。

念のため、秦和四年は前掲(7)の神功皇后摂政四十九年(三六九)にあたるから、その七国平定直後に「その王肖古及び貴須」はこの刀を作らせたが、それらを百済の久氏等らが千熊長彦に付き添われて当方へ来着するまで少し時間を要して、(8)の同五十一年(三七一)に献上されたものと思われる。

一方、後者に関しては、前掲③④のごとく、新羅王や百済王から王子たちを人質として送って来た。その例は以後にも少くない。「三国史記」によれば、新羅からは「未斯欣」(四〇二)をはじめ、金春秋(六四七)・金多逐(六四九)・弥武(六五五)など、また百済からは腆支(三九七)をはじめ、軍君(四

六一)から豊章(六四三)まで三十名以上にのぼる。

田中史生氏によれば、このような「質」(人質)は、いわゆる捕虜と異り、「王の身替りとして相手国(倭など)と修好を保証するとともに、政治的・軍事的な協力を働きかけることにあった」とみられる。

とはいえ、そのような王族の人質が、当方から出すのではなく、新羅と百済から送られてきたのは、当方が両国を攻めて優位に立っていたからにほかならない。

そのような日韓関係は、高句麗の好太王Ⅱ広開土王(在位三九一～四一二)の事績を次の長寿王が刻ませた顕彰碑の、次のような文面からも窺われる。

百残(百済)と新羅は、旧これ(高句麗の)属民にして、由来朝具す。而るに倭は、辛卯の年(三九一)を以て、来りて海を渡り、百残・口口・新羅を破り、以て臣民と為す。

六年丙辰(三九六)を以て、王躬ら水軍を率ゐる残国(百済)を討科す。……百残王……自ら誓ひて「今より以後、永く奴客と為らん」と。……九年己亥(三九九)、百残は誓ひを違へて倭と和通せり。……而も新羅、使を遣して王に曰して云はく「倭人その国境に満ち、城の池を潰破し、奴客を以て民と為せり。また帰して命を請ふ」と。……

十年庚子(四〇〇)、歩騎五万を遣し、往きて新羅を救は

しむ。……(高句麗の)官兵まさに至り、倭賊退く。……。

つまり、高句麗の好太王としては、「倭人」「倭賊」を撃退したことに重点を置いているが、その前に即位直後(三九一)海を渡ってきた倭の軍勢は、高句麗の「旧臣民」だった百済も新羅をも倭の「臣民」としたことがある。また百済王(阿花王)が高句麗との誓約を破って「倭と和通」した年(三九九)にも、倭人は新羅の王城を攻めて再び倭の民とするほどの勢いをもっていたことが知られる。

それゆえ、数十年後の四七八年、倭王武雄略天皇(応神天皇の曾孫)は、宋の順帝への上表文に堂々と「渡りて海北を平らぐること九十五国」と記し、念願の「使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事安東大將軍倭王」という爵号を与えられた。これによって、ヤマト朝廷は倭国内と共に朝鮮南部まで勢力下に収めていることを認めさせたのである。<sup>46)</sup>

これを可能にした背景には、やはり四世紀後半ころ、神功皇后のようなカリスマ的能力に富むリーダーのもと、「海北」まで積極的に進出をはかった実績があったからだと思われる。

### むすび―「日出処」の国号成立―

以上、古代日本で国家としての要件(日本人による統一性・独立性など)を備えた「ヤマト(倭)」が、いつころからのよう

に形成されてきたかを、かなり多岐にわたり論じてきた。その大まかな過程を簡単に纏め直せば、左の通りである。

- (1) 古来わが国を「ヤマト」と称するのは、もと九州の福岡県山門郡あたりに由来する地名が、のち近畿の奈良県大和でも用られるようになり、その勢力が全国に及んだからであろう。
- (2) それは大和朝廷の祖先と同族の勢力(出雲氏や物部氏など)が、おそらくBC一世紀代ころ、九州より近畿へ移ってきたからであろう。しかし、外来勢力は元来大和にいた在地勢力(三輪氏など)に取り込まれてしまふ。
- (3) それに対して、おそらくAD一世紀初めころ、南九州(高千穂宮)から東征して近畿大和の橿原あたりで拠点を築くことに成功されたのが①神武天皇だと思われる。ただ、それ以降も三世紀ころまで中国に朝貢していたのは、北九州域の「倭」であったとみられる。
- (4) 近畿大和で在地勢力との和合を進めて基盤を固めた初期のヤマト朝廷は、三世紀前半ころの⑩崇神天皇が、磯城(三輪山の西麓)に大規模な「水垣宮」を築かれた。その宮殿遺構が纏向遺跡の建物Dだとみられる。
- (5) この御代に皇祖神(天照大神)と在地神(大國主神)の祀り方が改められ、次の⑪垂仁天皇朝(三世紀後半ころ)に伊勢神宮の創祀も出雲大社の修造も行われた。それによって



伊勢も出雲も朝廷の勢力下に入ったものとみられる。

(6) ついで⑫景行天皇朝（四世紀前半ころ）には、四道將軍の派遣以来の国内統一を進めるため、皇子の日本武尊が九州にも東国にも遠征を命じられ、相当な成果を挙げた。それゆえ次の⑬成務天皇朝（四世紀中ごろ）に各地の豪族を国造のような官職に任じて統治を委ねることもできたのであろう。

(7) さらに四世紀後半ころ、⑭仲哀天皇と九州に遠征された神功皇后は、海を渡って新羅まで攻め込み、それによって百済の安全を確保した返礼に「七支刀」などを送られている。

それゆえ、五世紀代の「倭の五王」は中国南朝の宋などに朝貢し、ついに⑮雄略天皇は倭国内だけでなく朝鮮南部をも勢力下に置いた王として爵号を認められたのである。

これを要するに、中国・朝鮮の史料と共に『古事記』『日本書紀』や考古学の成果などを総合的に活用すれば、わが国はおよそ一世紀初めころ九州から近畿へと移ったヤマト王権（大和朝廷）を中心に、三世紀から四世紀にかけて国内の統一を進め、海北にまで勢力を伸ばしたことによって、古代国家の原形を作り上げた、と推定することができたと思われる。

それがさらに紆余曲折を重ねながら、中国の隋や唐に学んだ律令国家「日本」として成立するのは、七世紀から八世紀初めまで要する。その「日本国」とそれまでの「ヤマト・倭」は一続きの

存在であることを、少し別の観点から確認しておこう。

すでに第二節で論じたごとく、中国や朝鮮の史料にみえる「倭・倭国」とは、初め（三世紀ころまで）わが国の九州（特に北部）地域をさしていたが、やがて近畿大和のヤマト王権を中心に統一された日本列島の広域をさすようになる。

しかも、その後者が七世紀ころから「日本・日本国」と称されるようになり、八世紀初め（七〇一）正式の国号として大宝律令に明文化され、それが唐帝国からも公認されるに至った。そのいささつは、拙稿「『日本』国号の成立経緯」に詳論したので、ここにはその史的な意義を中心に略述する。

『日本書紀』の国号表記は、原史料を追改している可能性が高い。とはいえ、おそらく三世紀後半の垂仁天皇紀ころから、朝鮮三国の関係者からの発言史料に、わが国を「倭・倭国」だけでなく「日本国」と称している例が、六世紀後半までに数多くあり、それらを全て追改とみてよいかどうか慎重を要する。なぜなら、中国では漢代ころから、東海に浮かぶ島があり、そこにある「扶桑」樹から日（太陽）が昇ると考えられていた。

しかも、初唐（六二九年）成立の『梁書』は、「倭国」より遙か東に「扶桑国」があり、齊の永元元年（四九九）その扶桑国から荊州に来た「沙門慧深」が、「地は中国の東に在り、その上に扶桑の木多し、故に名と為す」と語ったという。

これをどう解するかは、傍証がないので難しいが、おそらく中

国側で古くから東方の「日の出る下」の扶桑樹のある所を「扶桑の国」と称していた。それを伝え聞いた当方の識者が、そう言われていることを受け入れ、その「扶桑国」を自称として用いるようになったのではないかと思われる。

さらに、このような扶桑樹信仰を背景として、列島内の大和こそ「日の出る処」「日の本にある国」と自己認識して、推古天皇朝（六〇七）に隋への国書で「日出処の天子」と主張し、ついにそれが「日本国」という国号になった可能性が考えられる。

すなわち、わが国は、元來他称であった「倭国」から、これも元來他称の「扶桑国」を自称化し、やがて自国を「日の下の国」「日本国」と主張するようになったのではないかとみられる。

しかも、その間に、大和朝廷を中心にして列島の大部分が統一され、華夷体制下で相対的に独立国の地位を樹立するに至った。

さらに、その延長線上に二十一世紀の今日まで、「天皇」という帝号も「日本」という国号も、明確な実体を伴って継続している。<sup>(49)</sup>これこそ、類稀な日本の国柄だといえよう。

（追記）本論考の基本構想は、田中卓博士（皇學館大学名誉教授）の多年にわたる研究成果（ほとんど著作集収録）によるところが極めて大きい。また最近の参考文献を収集するため、久礼巨雄氏（京都産業大学非常勤講師）に協力をえた。さらに後掲の年表と系図は、岩田享氏（京都府城陽市モラロジー事務所維持会員）に入手して頂いた。併せて深く感謝の意を表する。

## 注

- (1) 網野善彦氏『日本とは何か』（初出平成十二年、のち二十年、講談社学術文庫）二〇頁
  - (2) 大津透氏、同右文庫本「解説」三五〇頁
  - (3) 大津透氏「神話から歴史へ」（平成二十二年、講談社『天皇の歴史』一卷）一〇九頁
  - (4) 津田左右吉氏『日本古典の研究 上』（昭和二十三年、岩波書店）三〇四〜八頁。
- なお、同氏『古事記及日本書紀』等と本書との克明な異同の対照は、家永三郎氏「學術著作に見られる思想的変貌」（同氏『津田左右吉の思想的的研究』（昭和四十七年、岩波書店、四七八〜八七頁）参照。
- (5) 津田左右吉氏「建国の事情と皇室の万世一系の思想の由来」（昭和二十一年、『世界』四月号掲載。翌年九月岩波書店刊の同氏『日本上代史の研究』に「日本の国家形成の過程と皇室の恒久性に関する思想の由来」と題する同一趣旨の論文収録）。
- なお、この両論文などの厳密な対比と検証は、田中卓氏「津田史学批判」（初出平成十八年、のち同二十四年、国書刊行会、同続著作集4『日本建国史と邪馬台国』所収、二二七〜三二頁）参照。
- (6) たとえば津田氏は、前引のごとく「二世紀のころにはヤマトの国家の存在したことがほぼ推測せられる」といわれながら、そのヤマト国家は「初めから（近畿）ヤマトに存在した」とみなし、記紀の伝える「ジンム（神武）天皇の東征の物語は、決して歴史的事実を語ったものではない……それは六世紀のはじめのころ……皇祖が太陽としての日の神とせられ、天上にあるものとせられ……その降りられた土地がヒムカ（日向）とせられたために……それ（九州）と現に皇都のある（近畿）ヤマトとを結びつける必要が生じたので、そこでこの東征

物語が作られた」と推測しておられる(『世界』論文三五・三八頁『日本古典の研究』上二二七九頁)。後述のごとく、この点は認め難いが、前掲①によれば、津田説も「一・二世紀の頃」までに九州地方の文化が近畿地方に伝えられてヤマト地域に「文化の一つの中心が形づくられ」たことを前提としている。

(7) 『古事記』『日本書紀』『風土記』は、ほとんど日本古典文学大系本(岩波書店)の読み方に従い、一部私見で修訂を加えて引用した。

(8) 「大和」という漢字表記の成立時期は、正史に特定できる記事がない。けれども、氏の名の用例では『続日本紀』天平勝宝九載「天平宝字元年(七五七)の五月丁卯条に「正五位下大倭宿祢小東人……正五位上」とある同一人物が、十二月壬子条に「正五位上大和宿祢長岡」と記されている(小東人≡長岡)。従って、この五月から十二月までの間(改元は八月十八日)に表記が変更されたものとみられる。

(9) 『日本書紀』の講書記録は、新訂増補国史大系八巻(吉川弘文館)所収の『日本書紀私記』による。その甲本は「弘仁(四年)私記」(八一三、多人長撰)、丁本は「承年(六年)私記」(九三六、矢田部公望撰)。乙本は「神代(上下)」、丙本は「人代(神武天皇く応神天皇)」の古写本にみえる訓を集成したものである。また同上所収の卜部兼方著『釈日本紀』(鎌倉末期成立)には、平安前期(弘仁・承和・元慶・延喜・承平・康保)の講書記録が随所に引用されている。(10) 念のため、いわゆる上代特殊仮名遣(七く八世紀ころの発音による倭音漢字の使い分け)では、筑後国山門郡や肥後国菊池郡山門郷などの「門」(ト)は甲類で、『魏志』倭人伝の邪馬台国の「台」(ト)は乙類だから、同一の地域名ではない、という論者が少なくない。

しかし、既に田中卓氏が「邪馬台国新論」(初出昭和五十年。のち同六十年、国書刊行会、同著作集3『邪馬台国と稲荷山刀銘』所収一

六一く六頁)などに指摘されるとおり、三世紀代の『魏志』が倭語の発音を正確に聞き使い分けたとは限らない。また八世紀の記紀でも、記の「賦登麻和訶比売命」(「登」は乙類)が、紀に「太真稚彦女飯日媛」(「太」は甲類)とあるような甲類・乙類の混用も見られる。従って、この「門」と「台」も厳密な区別とは言い切れず、同じ「ト」の音を写したものと考えることを妨げないと思われる。

なお、畿内大和説をとる直木孝次郎氏は、奈良盆地の一小地域名(三輪山の麓あたり)であった「やまと」が拡大し、国家名になったとみておられる(初出昭和四十五年、のち同氏『飛鳥奈良時代の研究』所収「やまと」の範囲について)。

(11) 以下の引用は、おもに和田清・石原道博両氏編訳『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』『旧唐書倭国日本伝・宗史日本伝・元史日本伝』(初版昭和二十六年、岩波文庫)、および佐伯有清氏編訳『三国史記倭人伝』(他に『三国遺事』倭人伝など六篇)(昭和六十三年、岩波文庫)による。

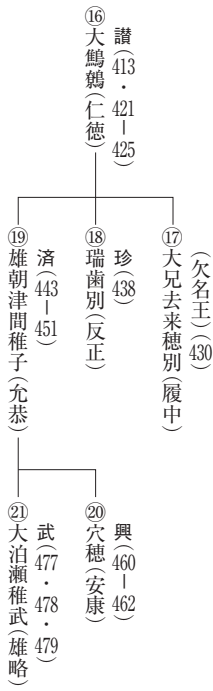
(12) 榎一雄氏「邪馬台国」(初版昭和三十五年、至文堂)によれば、『魏志倭人伝』に記されている：伊都国以下は、この(伊都)国から奴・不弥・投馬・邪馬台のそれぞれへの方向と距離とを述べたものであると解釈し、『唐六典』に陸上歩行を「一日五十里」と記すので、伊都国より邪馬台国まで二五〇〇里は「水行すれば十日、陸行すれば一月(五〇里×三〇日≡一五〇〇里)」を要し、「邪馬台国は北九州(筑紫平野の一带)にあった」ことになることされた。

これを更に多方面から再検討した田中卓氏は、「奴国」を伊都国から「東南百里」の「難津」(博多あたり)、「不弥国」を伊都国から「東行百里」の「志加海神社」がある志賀島に比定し(そうであれば、一里の距離は約九〇く一〇〇m)、その上で「邪馬台国」は伊都

国から「陸行すれば一月」かけて歩くほかないが、「水行」の場合、末盧国（松浦半島）の佐世保あたりから大村湾に入り、諫早（彼杵半島と島原半島との間の地峡）を船で越え（「船越」の地名が残る）有明海へ出て山門郡（筑後川の下流域）まで「十日」で到達しえたと推定されている（同上「邪馬台国新論」八二～一六〇頁）。

(13) この「女王国の東、海を渡ること千余里、復国あり、皆倭種なり」について言及した論考は、あまり見当たらない。佐伯有清氏の『魏志倭人伝を読む（下）』（平成十二年、吉川弘文館、五四～五頁）でも、「邪馬台国大和説」としては、解釈に苦しむ箇所。海を渡ること千余里の「海」を伊勢湾や琵琶湖とする説は、無理に理屈をつけた言説に近い」と評するに留まる。

(14) 『宋書』等にも見える「倭国王」は五名であるが、つとに田中卓氏は、これを記紀の伝える天皇との対応関係から考えると、「讚」と「珍」の間に一名欠落しているとみなされている（初出昭和五十一年のち同六十一年、国書刊行会、同著作集上『日本国家の成立と諸氏族』所収、一七〇～一九二頁）。



\*○内は『皇統譜』の代数  
\*『梁書』では「済」を「弥」(珍)の子とするが、『宋書』では「珍」と「済」の関係が記されておらず、記紀に従って兄弟と推定した。  
倭王名の下の( )内は『宋書』『梁書』等に交流記事のみ見える西暦年。

(15) 『魏志』倭人伝の「倭」「倭国」は、A北九州であり「邪馬台国」の卑弥呼を「女王」として「共立」する連合王国と推定する立場では、ここに記されている統治や風俗などの在り方を、B近畿大和のそれとみることはできない。ただ、両方とも「皆倭種」というのであるから、ある程度共通するところも少なくないと思えば、三世紀前半ころのBについて類推する一つの手懸りにはなるう。

たとえば、「倭の地は温暖にして、冬も夏も生菜を食す。皆徒跣(素足)なれど、屋室有り。父母・兄弟、臥息する処を異にす。……食飲には邊豆(高杯)を用ひて手食す。」とか、「その俗、正歳四時を知らず、ただ春耕秋取を記して年紀と為す(この部分は裴松之注『魏略』により補う)。大人の敬する所を見れば、ただ手を博ち以て跪拜に当つ(ひざまづいてお辞儀をする)。」などという風習は、おそらくAもBも大差なかったのではないかと思われる。

ところで、右の後に「国々市有り、交易の有無、大倭をして監せしむ」とある。この「大倭」について、かつて山田孝雄氏や栗原朋信・植村清二氏らは「大和朝廷」と解し、当時すでに朝廷が九州の倭人諸国を「監察」「監督」していたと解された(三品彰英編『邪馬台国研究総覧』昭和四十五年、創元社、四九二～七頁参照)。

しかし、橋本増吉氏は「倭人の中の大人」と解し、倭国各々の「交易を監視」する官吏とみなし、それを紹介した武光誠氏編『邪馬台国辞典』(昭和六十一年、同成社)一三六～八頁では、「邪馬台国」から派遣された「交易監察官……と理解するのが自然」としている。

なお、『魏志』より後(五世紀前半)に編纂された『後漢書』の東夷伝「倭」条は、その風俗や朝貢などについて『魏志』と同趣の抄出記事から成るが、独自に「国、皆王を称し、世々統を伝ふ。その大倭王は邪馬台国に居る。……」と記す。この「大倭王」は北九州の倭を

構成する各国の王を統合する女王卑弥呼を指すものとみられる。

(16) ただ、近年に至り、原秀三郎氏は「田中卓先生の御仕事を私なりに吸収して……日本書紀及び古事記の再評価」に取り組んでおられる。(同氏『日本古代国家の起源と邪馬台国―田中史学と新古典主義―』(平成十六年、国民會館講演叢書51)。

また若井敏明氏『邪馬台国の滅亡』(平成二十年、吉川弘文堂)も、田中説に依拠する所が多い。

なお、長らく畿内説に立っていた重鎮の門脇禎二氏は、晩年の論考(遺稿)集『邪馬台国と地域王国』(平成二十年、吉川弘文館)において「大和(近畿)説の中の不安」を率直に見直し、「九州説への転換」を明確に主張された。しかも、それは単に比定地を変更するのみならず「邪馬台国中心の女王国の滅亡後の九州」では「縁海の地域首長が、ヤマト王権に統合・服属していった様態を示す最初の史料」として『日本書紀』仲哀天皇紀八年正月壬午条なども論拠に活用されている。ただ、それを半世紀以上も前から丹念に検証して来られたのが田中卓氏にほかならない。

(17) 『古事記』中巻の応神天皇段に「百済国もし賢人有らば貢上せよ、と科せ賜ひき。故、命を受けて貢上せる人の名は、和邇吉師、即ち『論語』十卷・『千字文』一卷、併せて十一卷をこの人に付けて即ち貢進す。」とある。

また『日本書紀』応神天皇十五年八月丁卯条には「百済王(照古王、阿直岐を遣す。……阿直岐また能く經典を読めり。即ち菟道稚郎子の師とす。ここに天皇阿直岐に問いて曰はく、もし汝に勝れる博士また有りやと。対へて曰はく、王仁といふ者有り、これ秀れたり」と。翌十六年二月条に「王仁来れり。則ち太子菟道稚郎子の師として諸々の典籍を王仁に習ひ、通達せざるなし。」と記される。

応仁天皇の在位期間は、『古事記』崩年干支によれば三六二年(壬戌)から三九二年(甲午)と推定される。従って、四世紀後半ごろ、百済から招かれた「賢人」の阿直岐や王仁によって漢籍がもたらされ、「太子」(皇族)クラスに伝授され始めたものとみられる。平野邦雄氏『大化前代政治過程の研究』(昭和六十年、吉川弘文館)参照。

(18) 川副武胤氏によれば、「帝紀・旧辞」は「六世紀の中ごろに最初のそれが述作された」と推定される。……最初の述作は、継体・欽明朝ころ、すなわち大和朝廷が内外の危機に直面して、国家的な自覚をよびさまされた時期であろうとする津田左右吉(『日本古典の研究』)の説が一般的に承認されている。(昭和六十三年、吉川弘文館『国史大辞典』第九卷八四三―四頁)。

(19) 拙著『年号の研究』(初版昭和六十三年、増補版平成元年、雄山閣出版)所収「三善清行の辛酉革命論」(初出昭和四十四年)に詳述したごとく、「大変革命」逆算の起点を、那珂通世氏『上世紀考』などが推古天皇九年(六〇二)辛酉とするのに対して、三善清行が「革命勘文」で二元(六十年)操り下げ斉明天皇七年(六六一)辛酉としているのは、それから四元(二四〇年)後の昌泰四年(九〇二)辛酉を「四六の変」該当年と強調するためであったと思われる。

(20) 田中卓氏「第一次天孫降臨とニギハヤヒの命の東征」(初出昭和三十三年、のち同六十二年、同著作集1『神話と史実』所収)および「神武天皇の御東征と大倭国造」(初出昭和三十三年、のち同六十二年、同著作集2『日本国家の成立と諸氏族』所収)等参照。

(21) この「磐余」に関して、神武天皇紀の即位前紀には、戊午年九月戊辰条に「菟田(宇陀郡)……の国見丘(経ヶ塚山か)の上に則ち八十梟帥有り。……また兄磯城の軍有りて磐余邑に布き満めり。賊虜の拠る所は、皆これ要害の所なり。」とみえ、乙未年二月辛亥条に「そ

「磬余の地の旧名は片居、または片立と曰ふ。我が皇師の虜を破るに  
速り大軍集ひてその地に満めり。因りて号を改め磬余と為す。……磯  
城の八十梟帥、彼処に七聚み居たり。果して天皇と大いに戦ふ。遂に  
皇師の為に滅さる。故、名づけて磬余邑と曰ふ」とある。

なお、その名義は、古来諸説あるが、『桜井市史』の地名解説が要  
をえている(七四一―二頁)。すなわち「イワは岩(巖)で、根  
(来)は……地に生えているもの」の意……岩根がイワレに転訛し、  
岩村・磬余・石寸の文字を充用した」ものかとみられ、旧名の「片  
居・片立」は「断崖険隘の要害地」を意味するという。

また、その位置は、履中天皇三年紀に「磬余市磯池」で遊宴の際  
「桜の花」が御盃に落ちてきたから宮名を「磬余稚桜宮」と称されたと  
みえる(現在の桜井市池之内に稚桜神社がある)。この磬余池は  
「天香具山の東北麓あたり」と推定されている。

しかも、この磬余には、⑰履中天皇だけでなく、⑱清寧天皇の「磬  
余粟栗宮」、⑳継体天皇の「磬余玉穂宮」、㉑敏達天皇の「磬余詠語  
宮」、㉒用明天皇の「磬余池辺双桐宮」が営まれたと伝えられる(『日  
本書紀』『扶桑略記』『帝王編年記』等)。

これらの記事と現存地名などを手懸りにして、和田萃氏は「磬余の  
範囲」は「桜井市谷にある石村山口神社や磬余山東光寺の付近から天  
香具山の東北山麓に及ぶ」「倭名抄」にみえる(十市郡)池上郷の範  
囲をこそ、古代の磬余とみるべきであろう(『桜井市史』上巻二一―  
二頁)と述べておられる(詳しくは同氏「磬余地方の歴史的研究―  
磬余の諸宮・磬余池に関連して―」奈良県教育委員会編。『奈良県史  
跡名勝天然記念物調査報告』第二十八号参照)。

(23) 考古学者の末永雅雄氏は、昭和十五年(一九四〇、いわゆる皇紀  
二六〇〇年) 檀原神宮の近辺を学術的な発掘調査した実績をふまえ

て、「大鳥居のまえの遺跡は、逆算して二千年か千九百年くらいまで  
の遺跡として遡らせるだけの可能性がある」(昭和四十八年、創元社  
『神話と考古学の問』)と述べられておられる。

なお、「神武東征」が一世紀初め前後だとすれば、中国大陸におい  
て、AD五年、前漢の平帝崩御(謀殺か)により王莽が政権を篡奪し  
て三年後に「新」朝を建てたけれども、失政により反乱を招いて殺害  
され、劉秀Ⅱ光武帝が建武元年(二五)即位して後漢を開き、国内を  
統一するのみならず、朝鮮半島などにも勢力を広げており(五七七年に  
は倭の奴の国王に金印を授けた)、そのような動向とも無関係ではな  
いように思われる。

ちなみに、角林文雄氏(元ニュージーランド国立マゼイ大学講師)  
は『日本国誕生の風景』(平成十七年、塙選書)で、神話・言語など  
の比較から「神武天皇を東南アジアに出身をもつ(ポリネシア系)熊  
襲族」出身者とみなし、東征して「大和の檀原で建国後、一〇七年に  
中国に朝貢した倭国王の帥升が神武であった」という大胆な仮説を主  
張している。

(24) 桜井市立埋蔵文化財センター編『纏向考古学通信』第六号、平成  
二十六年)「纏向遺跡の史跡指定について」所引。

(25) 寺沢薫氏「日本列島における国家形成の枠組み―纏向遺跡出現の  
国家史的意義―」(平成二十五年、桜井市纏向学研究センター編『纏  
向研究』(紀要)第一号)六・二〇―二二頁。

(25) 垂仁天皇紀には、続けて「則ち天照大神の始めて天より降ります  
処なり。」「一に云はく、天皇、倭姫命を以て御枕として天照大神に貢  
奉りたまふ。ここを以て、倭姫命、天照大神を以て、磯城の巖櫃の  
本に鎮め坐せて禰る。然る後に、神の誨の隋に、丁巳年の冬十月の甲  
子を取りて、伊勢の渡遇宮に遷しまつる。」とある。

このうち、本文の伊勢（齋宮・磯宮）が天照大神の「始めて天より降ります処」というのは、神話的な表現であって、神代紀の一書にも、「天照大神、乃ち（皇孫）天津彦彦火瓊杵尊に、……三種の宝物を賜ひ……（天より）降りまさんとする間……猿田彦大神……に對へて曰はく『天神の子（瓊々杵尊）は、まさに筑紫の日向の高千穂の穗触峯に到りますべし。吾は伊勢の狭長田の五十鈴の川上に到るべし』と。……その猿田彦神は、伊勢の狭長田の五十鈴の川上に到る」とあるから、高千穂峰への天孫降臨と共に、猿田彦大神の先導によって伊勢へ降り到られたという神話の要点を垂仁天皇紀に書き加えたのであろう。

また、一書の所伝は、本文と少し異なつて、豊鍬入姫命を記さず、倭姫命が天照大神を、まず「磯城（笠縫邑か）の巖櫃（神籬）の本」に祀り、ついで大神の教えに従つて「伊勢の渡遇宮に遷しまつる」に至つたが、その遷祀時期を「丁巳年の冬十月の甲子」と記している。

しかし、田中卓氏は「丁巳年」を二九七七年に充てると十月に「甲子」の日がないこと、「渡遇宮」は内宮でなく外宮を指すことから、この丁巳年を雄略天皇朝に外宮が創祀された四七七年に充てれば十月に甲子の日もあるので、これは外宮鎮座の干支が内宮鎮座の年代として混入したものと推定された（同氏「外宮の御鎮座、千五百年」の証明）初出平成十二年、のち同二十三年、同氏統著作集1『伊勢・三輪・賀茂・出雲の神々』所収九三〜九頁。尚、同氏「纏向遺跡の大型建物遺跡は崇神天皇の宮跡といふ論拠」（初出平成二十二年、のち同二十四年、同統著作集3『考古学 上代史料の再検討』所収）参照。

(26) この出雲勢力が大和朝廷に攻められて降伏する際、昔（おそらく一〜二世紀ころ）から保持してきた重要な武器や祭具の多くを、朝廷に渡さず土中に埋めて隠したのであろう。しかも、それを立証するか

のごとく、昭和六十年（一九八五）に、出雲郡の宇夜里Ⅱ建部郷にあたる斐川町神庭の「荒神谷遺跡」から大量の青銅器（銅剣三五八本など）が発見され、また平成八年（一九九六）には、その東南約三・五kmの大原郡神原郷Ⅱ加茂町岩倉の「岩倉遺跡」から銅鐔が一挙に三十九個も発見された。その上、両者の大部分に「×」印が刻まれているのは、武器・祭具の威力を自ら抹殺したものとみられる。

(27) 黒田龍二氏「纏向から伊勢・出雲へ」（平成二十四年、学生社）、特に第六章「纏向遺跡にみる（伊勢）神宮と出雲大社の源流」。

(28) いわゆる出雲の国譲りに類する神話は、『古事記』に、天照大神の命を承けた建御雷神が、出雲国へ天降り、大国主神と交渉した結果、「この葦原中国は、命の隨に既に献らん。ただ僕が住所をば、天つ神の御子の天津日繼知らしめすとたる（照り輝く）天の御巢（宮殿）の如く（造宮）して……治め賜はば、僕は……隠りて侍ひなん。……と条件を付けて国譲りしたので、「出雲国の多芸志の小浜に天の御巢（神殿）を造」られるに至つたという。これは前述の崇神・垂仁両天皇紀にみえる史実を反映した神話とみてよいであろう。

(29) 出雲大社の本殿は、ほぼ正四角形の高床式住居様式で（現在高さ八丈Ⅱ二四m、方二間Ⅱ一〇・九m）、殿内は田の字形四室に区切られる。出雲国造を承継ぐ官司は、南東の階段を昇つて殿内に入ると、南西から北西へ進み、北東の内殿に西（日本海側）向きに祀られている大国主大神を拜むことになる。これが纏向遺跡の建物Dに由来するとすれば、崇神天皇の「水垣宮」殿内も、ほぼ同様に仕切られ、元来その一室に天照大神も倭大国魂神も祀られていたかと思われる。

(30) 記紀などにみえる古来の神々は、高天原から降臨した（九州から東征した皇室の祖先と同族などが奉じてきた）と信じられる天神系と、元々葦原中国で祀られていた（近畿大和にいた豪族などが奉じて

きた」と信じられる地祇(国神)とに大別される。それは重要なことであって、政治的・軍事的に対立し抗争しがちなところ、前者が後者を排除せず、大まかに区別して共存をはかってきた。その端緒が崇神天皇七年紀にみえる「天社・国社」の制定であり、その後も調整を重ねて、天武天皇七年紀(是春条)の「天神地祇を祀らんとして天下悉くに祓禊す」という状況に至ることができたのだと思われる。

(31) この書き下し文は、田中卓氏「稲荷山古墳出土の刀銘について」(初出昭和五十四年、のち同六十年、国書刊行会・同著作集3『邪馬台国と稲荷山刀銘』所収二五七〜八頁)、森田悌氏『武蔵の古代史』(平成二十五年、さきたま出版会)三三〜三三頁など参照。

(32) ただ、大彦命の子孫は、八世紀のオワケ臣に至るまで代々「杖刀人の首」に任じられ宮廷に奉事してきたというのであるから、中央の大和にいた有力な官人と考えざるをえない。

しかし、その誇らしい来歴を刻んだ刀剣が、東国の古墳(六世紀前半の築造)に埋納され出土したのは、安閑天皇元年(五三二)紀開十二月壬午条に、オワケ臣の子孫とみられる「笠原直使主」が武蔵国造の地位に就いているから、この使主あたりが築いた古墳に、オワケ臣の遺品を埋納したのではないかと思われる。

(33) 大津透氏他編『新日本史』(平成十七年初版、山川出版社)二六〜七頁。最新版でもほぼ同文。

この前方後円墳について、広瀬和雄氏は、日本列島で「三世紀中ごろから七世紀初めころまで」に五千基以上も作られたが、それはつとに西嶋定生氏の指摘された「特殊具体的なる墳墓形式がそのまま墳形を変容することなく地方(ほぼ全国)に波及する」意味を、「大和政権の国家構造における身分的表現として造営された」からだ(昭和三十六年「古墳と大和政権」との見解を基本的に受け継がれている)。

ただ、それは「(もの・人・情報のネットワーク)の維持という共通利益の保持」のために、「列島(各地)の首長層が三世紀中ごろに大和地域の首長層を中核として、政治的に結びつき……政治的共同体を創った」(人的統治システム)であって、七世紀以降の「国家的土地所有者にもとづく(領域的統治システム)の律令国家」とは「異質」とみなされている(広瀬氏『前方後円墳の世界』(平成二十二年、岩波新書、九〇〜、一九〇〜三頁)。

(34) たとえば、春成秀爾氏は二四〇〜二六〇年ころ(平成二十年六月七日、「朝日新聞」朝刊)、広瀬和雄氏は三世紀中ごろ(平成十五年、角川選書『前方後円墳国家』)、寺沢薫氏は二六〇〜二八〇年ころ(平成十二年、講談社『王権誕生』)など。

この箸墓古墳の被葬者を女王卑弥呼とか宗女台与に比定する論者が少くない。けれども、これまた記紀の所伝により倭迹迹日百襲姫命(孝霊天皇の皇女)と推定することが、年代的にも可能だと思われる。(35) 「読売新聞」(平成二十六年十月十五日朝刊)。たゞ、同紙にコメントを寄せた寺沢薫氏は、築造年代を「二六〇〜二七〇年頃」とみて、「箸墓古墳を築いたヤマト王権の影響下で築かれたのは間違いない」と述べておられる。

(36) 大塚初重氏『東国の出現期古墳と大和政権』(平成十四年、吉川弘文館)、田中卓氏『狗奴国と前方後方墳説批判』(初出平成十四年、のち同続著作集4『日本建国史と邪馬台国』所収)参照。

ちなみに、岐阜県の養老にある象鼻山一号墳も、その築造時期は「箸墓古墳を作った時期とほぼ重なる」といわれ(平成九年八月三十日、現地説明会資料)、その被葬者は近くの旧「物部郷」(現三神町)にある式内社「多伎神社」とも関係の深い「物部氏の祖先」と推定されている(右田中氏著一九八〜九頁)。



なお、この象鼻山と同じ西濃地域には、数多くの古墳がある。とりわけ現大垣市昼飯町（旧「青墓村」）には、東海地方最大級の「昼飯大塚古墳」（前方後円墳、全長約一五〇m）があり、最近外観が立派に復元された。その発掘・整備を担当してきた中井正幸氏によれば、「前方後方形」の古墳には飾りが少いのに対して、「前方後円墳は葺石や段築そして埴輪を採用し、三角縁神獸鏡や腕輪形石製品が副葬される」という特徴をもつ（同氏「昼飯大塚古墳―美濃最大の前方後円墳―」（平成十九年、同成社一三四頁）。その被葬者は、大和朝廷と関係の深い当地域の「盟主的首長」であろうとみられる。

(37) 坂本太郎氏他『日本書紀』上（日本古典文学大系67、初版昭和四十七年、岩波書店）補注「熊襲」（五九六頁）。その中に「津田左右吉は、日向の児湯・諸県地方を中心に、日向・大隅・薩摩、さらに肥後南部にまで勢力を及ぼしていた一大勢力があったとし……大和政権がそれを服属させたのはおそらく五世紀前半のこと……とする。また井上光貞氏も、クマを倭人伝の狗奴国に相当するものとし、……火（肥）国造の支配……勢力の及ばない地域の住民を総称してクマソというようになったのではないかと推測している」ことも紹介している。

(38) 内藤虎次郎氏「卑弥呼考」（明治四十三年『藝文』第一巻第二・三・四号）、坂本太郎氏「魏志倭人伝雑考」（初出昭和二十九年、のち同三十一年、東大出版会『日本古代史の基礎的研究』（上、文献篇）所収）等。

(39) 日本武尊の異母兄弟にあたる第十三代成務天皇朝（五年九月紀）には、「諸国に令して、国郡に造長（国造）を立て、県邑に稲置を置き……国県を分ち……邑里を定む。……是を以て百姓安く居み、天下に事なし。」と、国造の設置が特筆されている。

もちろん、全国一斉に創設されたわけではないにせよ、この四世紀

中ごろは、大和朝廷が服属させた地方の豪族たちを「国造」に相当する地方官人として任命する画期だったのではないかとと思われる。

『先代旧事本紀』の「国造本紀」によれば、伊賀・嶋津・尾張・参河・遠淡海・珠流河・廬原・相武・師長・无邪志・須惠・馬來田・海上・伊甚・武社・菊麻・阿波（安房）・新治・筑波・仲・久自・高淡海・額田・三野後・斐陀・阿尺・思・伊久・志羽・浮田・信夫・白河・石背・石城・高志・三国・角鹿・能等・伊弥頭・佐渡・丹波・但遅麻・二方・稲葉・波伯・針間・吉備風治・阿岐・大嶋・熊野・長・伊余・都佐／筑志・竺志米多・豊・国前・比多・未羅・天草・葛津立の各国造が志賀穴穂（成務天皇）朝に定められたと記される。

これが大筋において史実だとすれば、日本列島の本州・四国・九州の大部分は、景行・成務両天皇朝（四世紀前半〜中ごろ）までに、大和朝廷のもとで統一され、在地豪族を国造相当の官人に任用して現地支配を委ねる統治形態を形作りつつあったものと考えられる。

(40) 『日本書紀』の人代は、原則として天皇の代ごとに巻を立てる（複数叙の巻もある）が、皇后の立場で独立の一卷を立てられたのは、巻九「氣長足姫尊」（神功皇后）のみである。平田俊春氏の推定によれば、これは「（神功）皇后を倭王卑弥呼に比定して一代が立てられ、それが書紀の重要な基準とされ」たからであろう（同氏『日本古典の成立研究』昭和三十四年、日本書院）。

しかも、記紀に近い和銅年間ごろ成立の『撰津国風土記』に「息長帯比売天皇、筑紫国に幸したまふ時」とか、『播磨国風土記』に「息長帯日売命、韓国に度り行きたまふ時……天皇勅して曰はく……」などどあり、早くから「天皇」同様との認識があったものとみられる。

(41) 佐伯有清氏編訳『三国史記倭人伝（他六篇）』（初版昭和六十三年、岩波文庫）参照。なお、『三国史記』も『三国遺事』も、六七〇

年を境に、それ以前を「倭人伝」、それ以後を「日本伝」としている。

(42) 石上神宮は『延喜式』神名帳に「石上座布留御魂神社」と称される。東征途上の神武天皇を紀伊熊野で救った布留御霊の剣や、垂仁天皇朝に納められた刀剣などを、物部氏が代々管理し祀ってきた。その拝殿奥から明治七年（一八七四）に掘り出された鉄製両刃の神剣が「七支刀」にほかならない。福山敏男氏「石上神宮七支刀の銘文」（初出昭和二十七年、『日本建築史研究』所収）

(43) 羅幸柱氏「古代朝・日関係における『質』の意味」（平成八年『史観』一三四号）参照、『三國史記』新羅本紀に、これより古く訖解王三年（三二二）「倭国王、使を遣はし、子の為めに婚を求む。阿倉（新羅高官）急利の女を以て之に送る」というような例もみられる。

(44) 田中史生氏「王の外交と『質』（同氏『倭国と渡来人』平成十七年、吉川弘文館）二七頁。百済では、腆支と豊璋が帰国し王になった。

(45) 佐伯有清氏の注（41）編訳本（九〇頁）は、この碑文の「辛卯」条について、応神天皇三年紀の「百済の辰斯王立ちて、貴国（倭国）の天皇に失礼し。故……百済国（自ら）辰斯王を殺して謝ひ（陳謝）……阿花を立てて王と為し、また『三國遺事』の前掲③にいう新羅が王子美海を倭に送ってきたことを「関係があるか」と注記する。

(46) 『宋書』倭国伝によれば、倭王武（雄略天皇）は兄の興（安康天皇）の崩御により即位し「自ら使持節都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事・安東大將軍倭国王と称し」ていた（任那は加耶南部地域、加羅は加耶北部地域。秦韓は辰韓、慕韓は馬韓で、新羅・百済の南部地域）。

この中に北部の「高句麗」が入っていないのは、すでにBC一世紀から朝鮮半島の最強国だったからで、前述の好太王碑文にも「倭」が攻めて「臣民」となしたのは「百済」と「新羅」に留まる。四七八

の上表文では、倭王武が「先緒を継ぎ、統ぶる所を駆率し、天極に帰崇し、道百済を遙て、船舫を装治す」と主張した後、「而るに（高）句麗は無道にして、図りて見吞を欲し、辺隸を掠抄し、虔劉して已まざ。」と非難しながら、「未だ捷たざりき」と手強いことを認めている。

また、上表の結果、宗の順帝から与えられた爵号の中に「百済」が入っていない。倭と百済の関係は、四世紀後半から密接であったが、百済は高句麗と新羅に対抗するため、早くから中国南朝に代々入貢して「鎮東大將軍」の号を授けられていた。それを配慮すると、宋としては倭王への爵号に百済を含めるわけにはいかなかったものと思われる。森公章氏「倭の五王」（平成二十二年、山川出版社）など参照。

(47) 拙稿「『日本』国号の成立経緯」（平成十三年『京都産業大学日本文化研究所紀要』第六号）。先行の専書として、岩橋小弥太氏『日本の国号』（昭和四十五年、吉川弘文館）、大和岩雄氏『日本』国はいつできたか―日本国号の誕生（改訂版）（平成八年、大和書房）参照。

(48) 岡本健一氏『日本』誕生のなぞ（平成十三年、大日本図書）。同「蓬萊山と扶桑樹―日本文化の古層の研究―」（平成二十年、思文閣出版）参照。

(49) 「天皇」号の成立史には、幾多の先行研究がある（北康宏氏「天皇号の成立とその重層構造―アマキミ・天皇・スメラミコト―」『日本史研究』四七四号、平成十四年二月など）。また最近、それらをもまえた河内春人氏著『日本古代君主号の研究―倭国王・天子・天皇―』（八木書店、平成二十七年二月）も出ている。

〈付記〉本稿は、平成二十七年一月二十九日、麗澤大学比較文明文化研究センターの公開研究会で発表した「ヤマト」の起源と「日本国」の成立」を改題し、その内容を大幅に補訂したものである。

『日本書紀』 歴代天皇即位紀年と『古事記』 崩年干支などによる推定実年代

ヤマト王権の発展過程

BC (西紀前)	紀の歴代天皇即位紀年	AD (西紀後)
660	① 神武 (B660~B585)	I
650		11
640		21
630		31
620		41
610		51
600		61
590		71
580	② 綏靖 (B581~B549)	81
570		91
560		101
550		111
540	③ 安寧 (B548~B511)	121
530		131
520		141
510	④ 懿徳 (B510~B477)	151
500		161
490		171
480		181
470	⑤ 孝昭 (B475~B393)	191
460		201
450		※神功撰政 (A201~A269)
440		221
430		231
420		241
410		251
400		261
390	⑥ 孝安 (B392~B291)	271
380		281
370		291
360		301
350		311
340		321
330		331
320		341
310		351
300		361
290	⑦ 孝霊 (B290~B215)	371
280		381
270		391
260		401
250		411
240		⑩ 崇神 (A406~A410)
230		421
220		⑩ 允恭 (A412~A453)
210		431
200	⑧ 孝元 (B214~B158)	441
190		451
180		461
170		⑩ 雄略 (A457~A479)
160		471
150		481
140		⑩ 清寧 (A480~A484)
130		491
120		⑩ 武烈 (A498~A506)
110		501
100		⑩ 継体 (A507~A531)
90	⑨ 開化 (B157~B98)	511
80		521
70		531
60		⑩ 宣化 (A536~A539)
50		541
40		⑩ 欽明 (A540~A571)
30		551
20	⑩ 崇神 (B97~B30)	561
10		571
		581
		591
		⑩ 推古 (A593~A628)
		601
		611
		⑩ 舒明 (A629~A641)
		621
		631
		⑩ 孝徳 (A645~A654)
		641
		651
		⑩ 天智 (A662~A671)
		661
		⑩ 天武 (A672~A686)
		671
		681
		691
		⑩ 持統 (A687~A696)
		701

(西暦紀元にはゼロ年なし)

筆者の推定実年代
① 神武 (1C初頃か)
⑥ 孝安 (2C中頃か)
⑩ 崇神・戊寅 (258) 崩
⑪ 垂仁・辛未 (311) 崩
⑬ 成務・乙卯 (355) 崩
⑭ 仲哀・壬戌 (362) 崩
⑮ 応神・甲午 (394) 崩
⑯ 仁徳・丁卯 (427) 崩
⑰ 履中・壬申 (432) 崩
⑱ 反正・丁丑 (437) 崩
⑲ 允恭・甲午 (454) 崩
⑳ 雄略・己巳 (489) 崩
㉑ 継体・丁未 (527) 崩
㉒ 安閑・乙卯 (535) 崩
㉓ 敏達・甲辰 (584) 崩
㉔ 用明・丁未 (587) 崩
㉕ 崇峻・壬子 (592) 崩
㉖ 推古・戊子 (628) 崩

▲⑩のみ『住吉大社神代記』  
記に①~⑨・⑪・⑬・⑭・⑯・㉑~㉖・  
㉘・㉙の崩年干支なし。

ヤマト王権の発展過程
(西紀前)
1
(一)
一世
紀
101
(二)
二世
紀
201
(三)
三世
紀
301
(四)
四世
紀
401
(五)
五世
紀
501
(六)
六世
紀
601

- ④ 天穗日命降臨
- ⑤ 饒速日命降臨
- ⑥ 瓊瓊杵尊降臨
- ① 神武天皇の東征  
橿原宮で即位
- ② 綏靖天皇
- ※57 倭の奴国王  
後漢に朝貢
- ③ 安寧天皇
- ④ 懿徳天皇
- ⑤ 孝昭天皇
- ⑥ 孝安天皇
- ⑦ 孝霊天皇
- ⑧ 孝元天皇
- ⑨ 開化天皇
- ⑩ 崇神天皇  
四道將軍の派遣
- ※239 倭女王卑弥呼  
魏に朝貢
- ⑪ 垂仁天皇  
伊勢内宮の創祀
- ⑫ 景行天皇  
日本武尊の遠征
- ⑬ 成務天皇
- ⑭ 仲哀天皇  
神功皇后の遠征  
369 百濟 → 七支刀
- ⑮ 応神天皇
- 421 倭王讃、宋に朝貢
- ⑯ 仁徳天皇 (讃王)
- ⑰ 允恭天皇 (済王)
- ⑱ 雄略天皇 (武王)
- ⑳ 継体天皇
- ㉑ 欽明天皇
- ㉒ 用明天皇
- ㉓ 推古女帝

記・紀の歴代天皇の在位年数・宝算一覧

(19元)	(20元)	(21元)	(22元)	(23元)	歴代天皇	1	11	21	31	41	51	61	71	81	91	101	111	121	131	
10	2	29	2	9	西	①神武														即位52歳 (在位76年) 崩御127 (137) 7
11	3	3	2	10	辛	②綏靖				(45) 7	52 (33)	84								
12	4	4	5	11	壬	③安寧			20	(44) 7	(38)	57又は67								
13	5	5	6	12	癸	④懿德				34 (45) 7	(34)	77								
14	1	23	1	13	甲	⑤孝昭				32	(83)	(93) 7	114							
15	2	2	3	14	乙	⑥孝安				36	(102)	(123) 7	137							
16	3	3	4	15	丙	⑦孝靈				52	(76)	(106) 7	127							
17	4	4	5	16	丁	⑧孝元				(57) 7	61	(57)	117							
18	5	5	6	17	戊	⑨開化				56 (63) 7	(60)	115又は111								
19	6	24	1	18	己	⑩崇神				53	(68)	(68)	120 (168) 7							
20	7	23	2	19	庚	⑪垂仁				42	(99)	(99)	140 (153)							
21	8	22	3	20	辛	⑫景行					74(33)	106又は143 (137)								
22	9	21	4	21	壬	⑬成務				48	(60)	(95) 7	107又は98							
23	10	20	5	22	癸	⑭仲哀				(9) 52										
24	11	19	6	23	甲	⑮応神				(神宮皇太后摂政69 (69+41))	110									
25	1	18	7	24	乙	⑯仁徳				24	(67)	(83) 7	110							
26	2	17	8	25	丙	⑰履中				(64) 70又は77										
27	3	16	9	26	丁	⑱反正				(5) 7	60									
28	4	15	10	27	戊	⑲允恭				40 (42)	(78) 7	81								
29	5	14	11	28	己	⑳安康				(3) 56 7										
30	6	13	12	29	庚	㉑雄略				40 (23) 62										(124)
31	7	12	13	30	辛	㉒清寧				(5) 41										
32	8	11	14	31	壬	㉓顕宗				(3) 38										
33	9	10	15	32	癸	㉔仁賢				(11) 50										
34	10	9	16	33	甲	㉕武烈				(8) 18										
35	11	8	17	34	乙	㉖継体				(43) 7	58 (25) 82									
36	1	7	18	35	丙	㉗安閑				(2) 70										* ④~⑧⑩⑬~⑳㉔は、紀に宝算を記さないが、在任中の記事や「皇代記」などで推算
37	2	6	19	36	丁	㉘宣化				(4) 73										
38	3	5	20	37	戊	㉙欽明				31 (32) 62										
39	4	4	21	38	己	㉚敏達				35 (14) 48										
40	5	3	22	39	庚	㉛用明				(2) 69										
41	6	2	23	40	辛	㉜崇峻				(5) 72										
42	7	1	24	41	壬	㉝推古				38 (36) 75										
43	8	0	25	42	癸	㉞舒明				37 (13) 49										
44	9	0	26	43	甲	㉟皇極				(3) 50 68										
45	10	0	27	44	乙	㊱孝徳				(10) 59										
46	11	0	28	45	丙	㊲(斉明)				(7) 68 (重祚)										
47	1	0	29	46	丁	㊳天智				(10) 46										
48	2	0	30	47	戊	㊴弘文				(10) 25										
49	3	0	31	48	己	㊵天武				(14)										
50	4	0	32	49	庚	㊶持統				43(10) 52 58										
51	5	0	33	50	辛															
52	6	0	34	51	壬															
53	7	0	35	52	癸															
54	8	0	36	53	甲															
55	9	0	37	54	乙															
56	10	0	38	55	丙															
57	11	0	39	56	丁															
58	1	0	40	57	戊															
59	2	0	41	58	己															
60	3	0	42	59	庚															
61	4	0	43	60	辛															
62	5	0	44	61	壬															
63	6	0	45	62	癸															
64	7	0	46	63	甲															
65	8	0	47	64	乙															
66	9	0	48	65	丙															
67	10	0	49	66	丁															
68	11	0	50	67	戊															
69	1	0	51	68	己															
70	2	0	52	69	庚															
71	3	0	53	70	辛															
72	4	0	54	71	壬															
73	5	0	55	72	癸															
74	6	0	56	73	甲															
75	7	0	57	74	乙															
76	8	0	58	75	丙															
77	9	0	59	76	丁															
78	10	0	60	77	戊															
79	11	0	61	78	己															
80	1	0	62	79	庚															
81	2	0	63	80	辛															
82	3	0	64	81	壬															
83	4	0	65	82	癸															
84	5	0	66	83	甲															
85	6	0	67	84	乙															
86	7	0	68	85	丙															
87	8	0	69	86	丁															
88	9	0	70	87	戊															
89	10	0	71	88	己															
90	11	0	72	89	庚															
91	1	0	73	90	辛															
92	2	0	74	91	壬															
93	3	0	75	92	癸															
94	4	0	76	93	甲															
95	5	0	77	94	乙															
96	6	0	78	95	丙															
97	7	0	79	96	丁															
98	8	0	80	97	戊															

『日本書紀』 歴代天皇紀元・干支 (60年周期) 対照年表

	(1元)	(2元)	(3元)	(4元)	(5元)	(6元)	(7元)	(8元)	(9元)	(10元)	(11元)	(12元)	(13元)	(14元)	(15元)	(16元)	(17元)	(18元)	
1	辛酉	壬戌	癸亥	甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午	辛未	壬申	癸酉	甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯
2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
4	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
5	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
6	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
7	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
9	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
10	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
11	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
12	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
13	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
14	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
15	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
16	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
17	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
18	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
19	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
20	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
21	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
22	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
23	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
24	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
25	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
26	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
27	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
28	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
29	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
30	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
31	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
32	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
33	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
34	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
35	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
36	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
37	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
38	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
39	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
40	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
41	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
42	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
43	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
44	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
45	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
46	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
47	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64
48	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
49	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
50	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
51	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
52	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
53	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
54	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
55	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
56	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73
57	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74
58	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
59	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76
60	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77

(辛酉) (-600) (-540) (-480) (-420) (-360) (-300) (-240) (-180) (-120) (-60) (AD1) (61) (121) (181) (241) (301) (361) (421)





